

第 1 章 計画策定の背景等

1 障がい者の福祉に関する動向

(1) 国の動向

- ・昭和 56 年、国連は「完全参加と平等」をテーマとして、この年を「国際障害者年」としました。その後、昭和 58 年から平成 4 年を「国連・障害者の十年」として定めると、わが国でも「障害者対策に関する長期計画」が策定される等、障がい者に関する施策の充実が進められてきました。
- ・平成 5 年には「障害者基本法」により、精神障がいも「障害者」と位置付けられることや、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進を目的とするよう定められました。
- ・平成 15 年には「支援費制度¹」が導入され、障がい者自らがサービスを選択し、サービスを提供する事業者との契約によってサービスを利用する仕組みに転換しました。
- ・平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行されました。この法律によって、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がい種別によって異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等が、共通の制度として一元化されました。
- ・平成 19 年には、前年国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約²（以下「障害者権利条約」という。）」に署名しました。この条約の批准に向けて、この条約の理念にのっとり法整備が行われます。
- ・平成 23 年には「障害者基本法」が改正され、障がいの定義について「社会モデル³」の考え方や、障がい者に対する「合理的配慮⁴」の概念等、「障害者権利条約」の考え方が取り入れられました。
- ・平成 25 年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以

¹支援費制度

措置制度に代わる制度として導入された。対象は身体障がい者、知的障がい者、障がい児の居宅サービス、施設サービスに限られた。

²障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約。

³社会モデル

「障害」は社会的障壁（物、環境、人的環境等）と心身機能の障がいがいまって作り出されるものであるという考え方。一方で、「障害」は個人の心身機能の障がいによるものという考え方を「医学モデル」という。

⁴合理的配慮

「障害者が他のものと平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義される。

下「障害者総合支援法⁵という。）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法⁶という。）」が成立する等、障がい福祉に関する法整備が進みました。

- ・これらの法整備を経て、平成26年に「障害者権利条約」を批准し、わが国でも条約の効力が生じることとなりました。
- ・これからの国の福祉施策に関する計画として、平成30年に「障害者基本計画（第4次）」（計画期間：平成30年度から令和4年度）が策定されました。この計画は、「障害者基本法」の目的の達成や共生社会の実現、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて世界の模範となる社会の実現、障がい者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会の実現等を目指した内容となっています。

（2）神奈川県の変向

- ・神奈川県では、昭和59年に「障害福祉長期行動計画」、平成6年には「第二次障害福祉長期行動計画」が策定され、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- ・この計画の後継である「かながわ障害者計画」は平成16年（計画期間：平成16年度から平成25年度）と平成26年（計画期間：平成26年度から平成30年度）にそれぞれ策定されました。この計画では「障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、『ともに生きる福祉社会かながわ』の実現」のための指針を示し、施策の推進を図りました。
- ・平成28年には、県立障害者支援施設で発生した事件を受け、改めて「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章⁷」が策定されました。
- ・こうした中で、平成31年に「かながわ障がい者計画」（計画期間：平成31年から令和5年）が策定されました。「ひとりひとりを大切にする」を基本理念とし、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指した内容となっています。

（3）本市の変向

- ・本市では、障がい者福祉施策を計画的、総合的に推進するために、平成9年に「障害

⁵障害者総合支援法

「障害者自立支援法」が改正される形で成立。福祉サービスの整備や、難病患者が福祉サービスの対象になる等の改正があった。

⁶障害者差別解消法

施行は平成28年4月。障がいを理由とする差別の禁止や行政機関及び事業者に社会的障壁の除去の実施を求めること等を規定した。

⁷ともに生きる社会かながわ憲章

「私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします」「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します」「私たちは、障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」「私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます」という内容。

者福祉計画」(計画期間：平成9年度～平成12年度)を策定しました。平成13年には同計画を改定(計画期間：平成13年度～平成17年度)し、「障がい者の自立への支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域福祉の向上」を基本理念として、障がい者の福祉に取り組んできました。

- ・「障害者自立支援法」において「市町村障害福祉計画」の策定が規定されたことや、「障害者基本法」の改正により平成19年度より「市町村障害者計画」の策定が義務化されたこと、サービス提供の仕組みの変化等に対応するため、平成19年には「やまとハートフルプラン」(計画期間：平成19年度～平成20年度、のち延伸し平成21年度まで)を策定しました。
- ・平成22年には「やまとハートフルプラン」の後継計画として、「大和市障がい者福祉計画」(計画期間：平成22年度～平成26年度)を策定しました。この計画では、基本理念を「一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち」とし、国・県計画や市総合計画に沿った、地域社会の実現を目指す内容としています。
- ・平成27年には、「大和市障がい者福祉計画」(計画期間：平成27年度～平成30年度)を改定しました。基本理念は継続とし、引き続き地域共生社会の実現を継続して目指していく内容となっています。

(4) 計画策定の経緯と目的

- ・「障害者基本法」において、市の計画は国・県の計画を反映することと規定されています。神奈川県「かながわ障がい者計画」が平成31年に策定されることから、前計画を1年間延伸して平成31年度(令和元年度)までとしました。
- ・また、平成31年には、大和市の市政運営における基本的な計画である「健康都市やまと総合計画」が策定されました。
- ・本計画は、これらの国・県の計画及び市の上位計画、関連計画との整合性を確保しつつ、市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもと、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現するために、本市における障がい福祉施策の基本的方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定するものです。

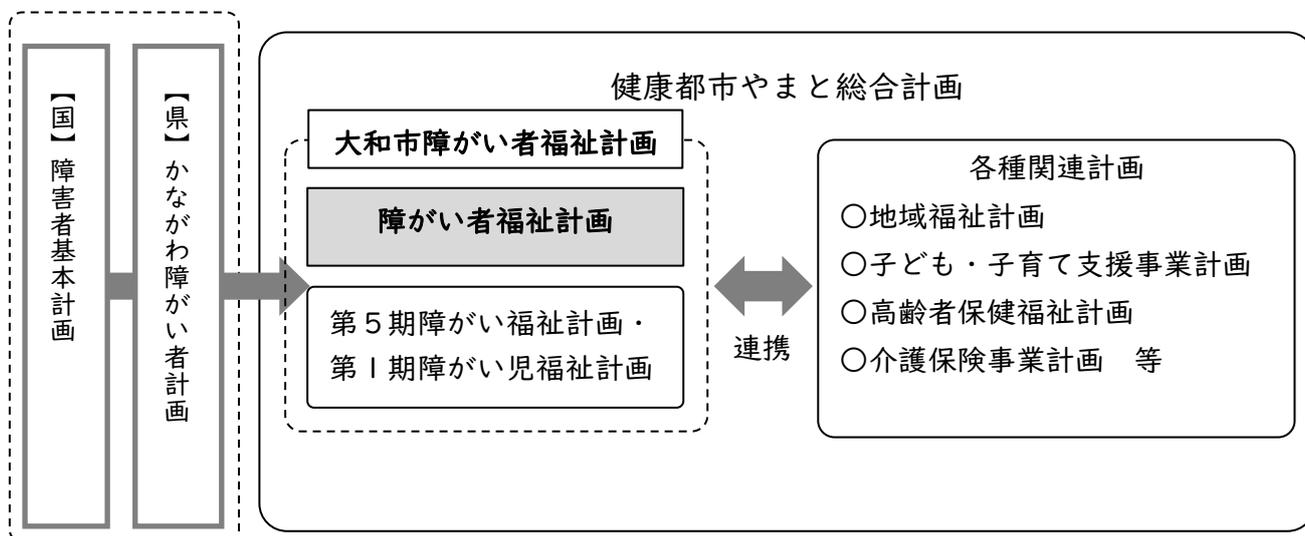
(障がい福祉施策に関する主な法律の施行等)

年	主な法律の施行等	主な内容
1993年 (平成5年)	「障害者基本法」の施行	「心身障害者対策基本法」から改正。精神障がい、身体・知的障がいと並んで「障害」と定義された。
2003年 (平成15年)	「支援費制度」の施行	障がい当事者自らがサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する仕組みとなったが、対象は一部の障がい、サービスに限られた。
2006年 (平成18年)	「障害者自立支援法」の施行	障がい種別により異なる法律によって規定されていた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度として一元的に提供する仕組みとして施行。
2007年 (平成19年)	「障害者の権利に関する条約」署名	国連総会で採択された、障がい者の権利実現のための措置等について定めた条約に署名。
2010年 (平成22年)	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の一部改正	発達障がい、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化された。
2011年 (平成23年)	「障害者基本法」の一部改正	「障害者権利条約」の内容を反映し、障がいの定義や合理的配慮の概念が規定された。
2012年 (平成24年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、および養護者への支援を講じるための法律が施行。
2013年 (平成25年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行	「障害者自立支援法」から移行。難病患者等もサービスの対象となったほか、一部サービスの見直しが行われた。
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の推進等に関する法律」施行	障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るため、国等による優先調達を推進する法律が施行。
2014年 (平成26年)	「障害者の権利に関する条約」批准	平成19年に署名した条約を、法整備が整ったことにより批准。同年2月19日から効力が発生。
2016年 (平成28年)	「障害者を理由とする差別の解消に関する法律」施行	障がいを理由とする差別解消の推進に関する基本的な事項、行政機関・事業者等における措置等を定めたもの。
	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正	雇用において障がい者と障がい者でない者の均等な機会もしくは待遇の確保や、能力の発揮の支障となっている事情改善のために事業主が講ずべき合理的配慮等が規定された。
2018年 (平成30年)	「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正	生活と就労に対するサービスの追加、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児のニーズ多様化に対する支援の拡充等が規定された。

2 計画の位置づけ

- ・市町村における障がい福祉に関する法定計画は、「障害者基本法」第11条において規定される「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」の3つの計画があります。
- ・本計画は、そのうち「市町村障害者計画」にあたる計画として位置づけます。
- ・「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」に位置づけられる計画としては、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）を策定しています。
- ・本市では、この3つの計画が調和のとれた一体的な内容になるよう、「大和市障がい者福祉計画」として位置づけています。
- ・この「大和市障がい者福祉計画」は、本市の市政運営における基本的な計画である「健康都市やまと総合計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援計画）」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の「障害者基本計画」、神奈川県「かながわ障がい者計画」等の上位計画を踏まえて策定します。

■ 計画の位置づけのイメージ



3 計画の期間

- ・本計画の計画期間は、国の「障害者基本計画」及び県の「かながわ障がい者計画」の計画期間が5年間であることから5年間とし、令和6年度までとします。
- ・「大和市障がい者計画」に包含される「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の部分については、3年に1度の改定が行われています。
- ・今後も、国、県における施策と齟齬の無いよう計画の進行管理を行い、障がい福祉施策を推進していきます。

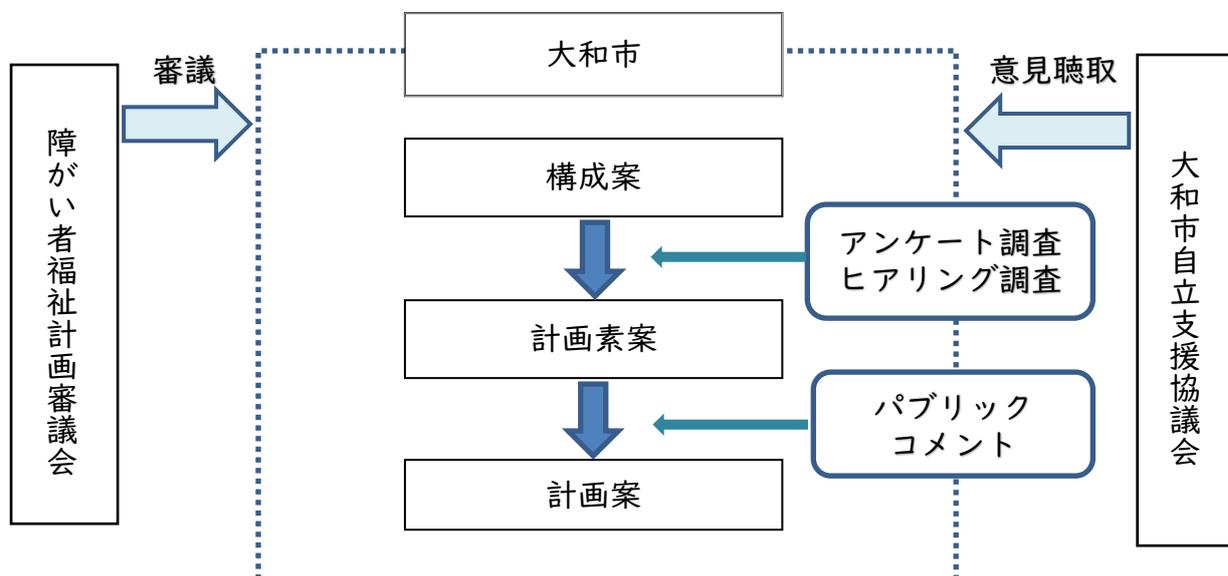
■ 計画の期間

	平成					令和						
	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	
障がい者福祉計画						→						
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画						→						

4 計画の策定体制

- ・本計画は、市内の当事者団体や市民委員等の参加による「大和市障がい者福祉計画審議会」による審議を経て策定されました。また、市民を対象とした「アンケート調査」、事業所や当事者団体等を対象とした「ヒアリング調査」を行いました。計画案がまとまった段階においては「パブリックコメント」を実施し、市民や当事者の声を活かした計画とします。

■ 計画の策定体制のイメージ



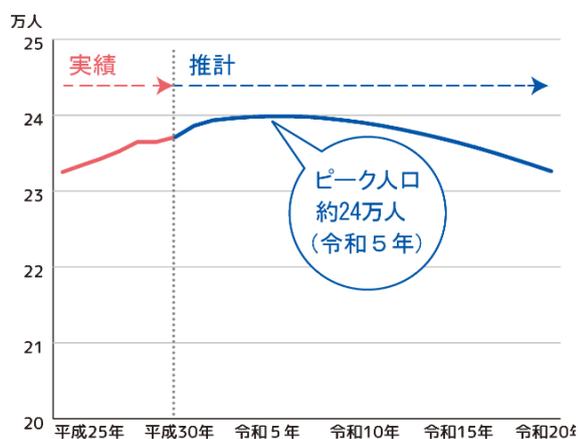
第2章 本市の現状

1 市の人口推移

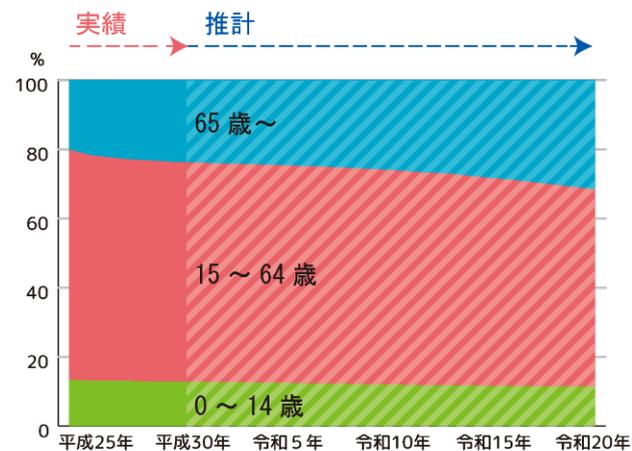
本市の人口は市制施行以来、増加を続けています。今後もわずかに増加を続けた後、2023年にピークを迎え、その後緩やかに減少していく見通しです。

年齢構成の割合の変化をみていくと、年少人口、生産年齢人口は低下するのに対し、高齢人口は上昇する見込みとなっており、少子高齢化は一層進展するものと予測されます。

■ 総人口の推移と予測



■ 年齢構成の推移と予測



資料：健康都市やまと総合計画

2 市の障がい者数

(1) 障害者手帳所持者数の推移

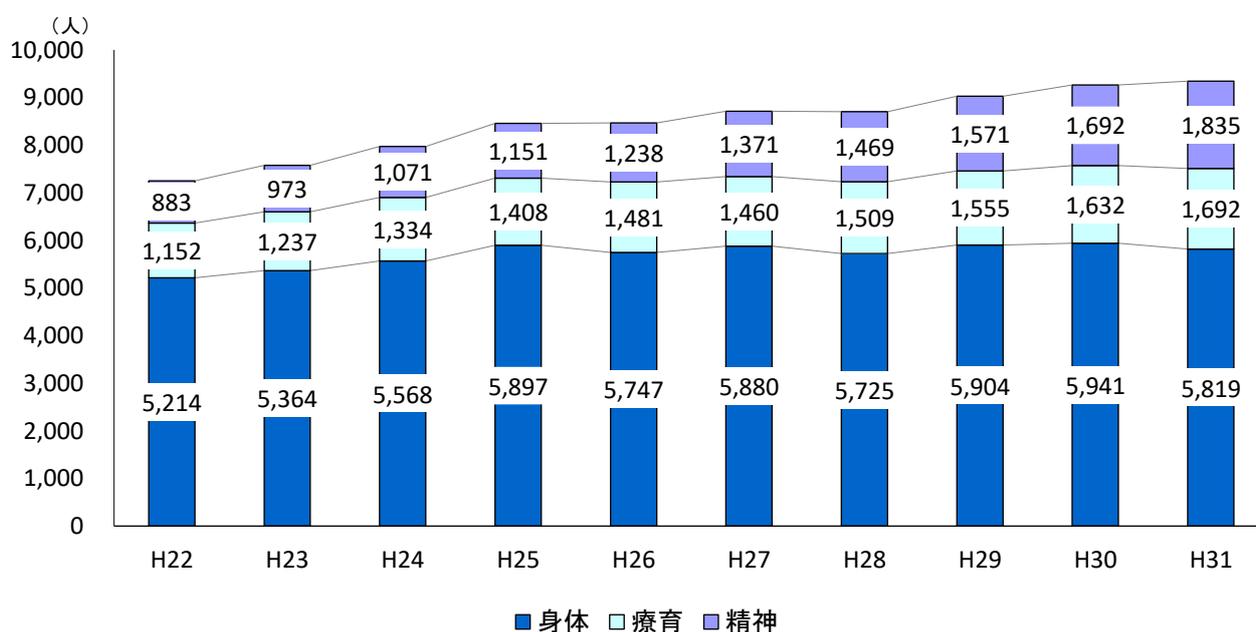
平成31年3月末時点での身体障害者手帳所持者は5,819人、療育手帳所持者(知的障がい)は1,692人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,835人でした。手帳所持者数は増加傾向にあり、10年間で約1.3倍となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
身体	5,214	5,364	5,568	5,897	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819
療育	1,152	1,237	1,334	1,408	1,481	1,460	1,509	1,555	1,632	1,692
精神	883	973	1,071	1,151	1,238	1,371	1,469	1,571	1,692	1,835
合計	7,249	7,574	7,973	8,456	8,466	8,711	8,703	9,030	9,265	9,346

資料：大和市「保健と福祉」各年版(各年3月31日現在)



(2) 身体障がい（身体障害者手帳所持者）

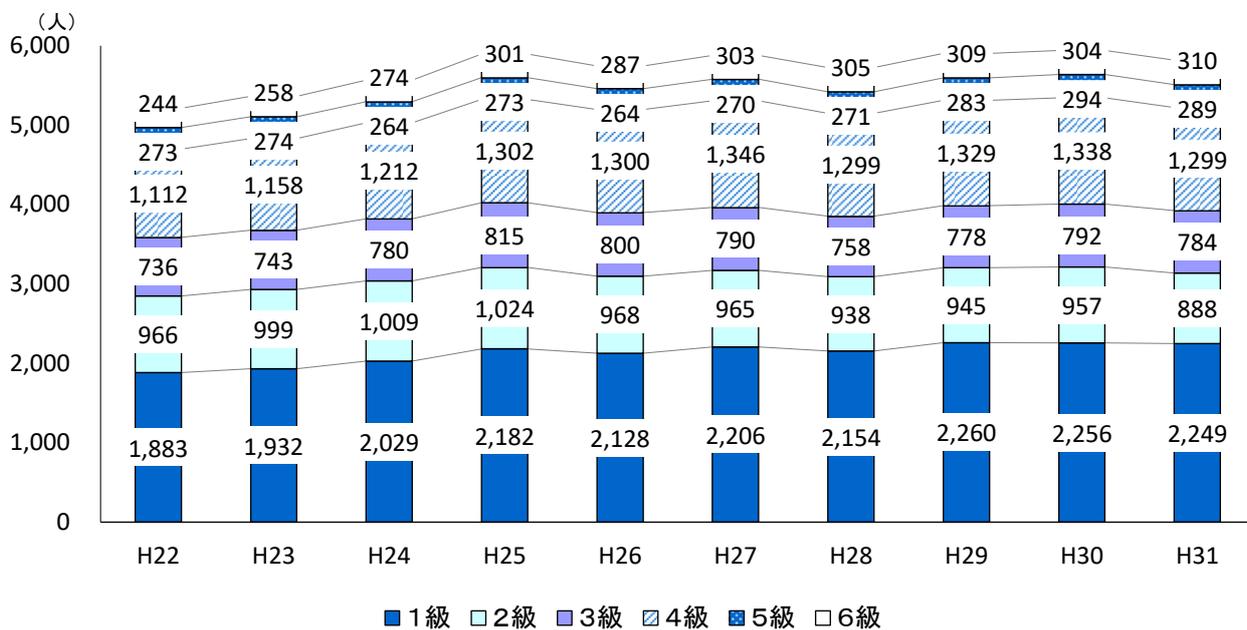
平成31年3月末時点の身体障害者手帳所持者数は5,819人で、前年と比べて122人減少しています。10年間では約1.1倍と増加しています。等級別では1級が最も多く、全体の38.6%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1級	1,883	1,932	2,029	2,182	2,128	2,206	2,154	2,260	2,256	2,249
2級	966	999	1,009	1,024	968	965	938	945	957	888
3級	736	743	780	815	800	790	758	778	792	784
4級	1,112	1,158	1,212	1,302	1,300	1,346	1,299	1,329	1,338	1,299
5級	273	274	264	273	264	270	271	283	294	289
6級	244	258	274	301	287	303	305	309	304	310
合計	5,214	5,364	5,568	5,897	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819

資料：大和市「保健と福祉」各年版（各年3月31日現在）



資料 2

障がい部位別にみると、肢体不自由者が最も多く、2,836人で身体障害者手帳所持者の48.7%となっています。10年間では、じん臓機能、心臓機能障がいが大きく増加しており、約1.5倍となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
視覚	276	271	345	359	353	362	353	365	364	363
聴覚	327	353	414	434	440	474	470	482	496	492
平衡機能	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
音声・言語	44	46	83	87	77	58	53	50	48	53
肢体不自由	3,176	3,242	3,020	2,940	3,060	3,087	2,969	3,013	2,979	2,836
心臓	697	745	841	859	862	914	918	973	1,005	1,024
じん臓	428	428	520	559	564	578	570	603	613	635
呼吸器	67	65	82	77	67	67	61	68	66	56
膀胱又は直腸	197	203	246	275	246	256	252	266	271	269
小腸	1	2	4	5	5	4	4	5	6	4
肝臓	-	8	12	13	12	12	11	12	14	13
免疫	-	-	-	-	60	66	63	66	72	73
その他	-	-	-	288	-	-	-	-	-	-
合計	5,214	5,364	5,568	5,897	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819

資料：大和市「保健と福祉」各年版（各年3月31日現在）

(3) 知的障がい者（療育手帳所持者）

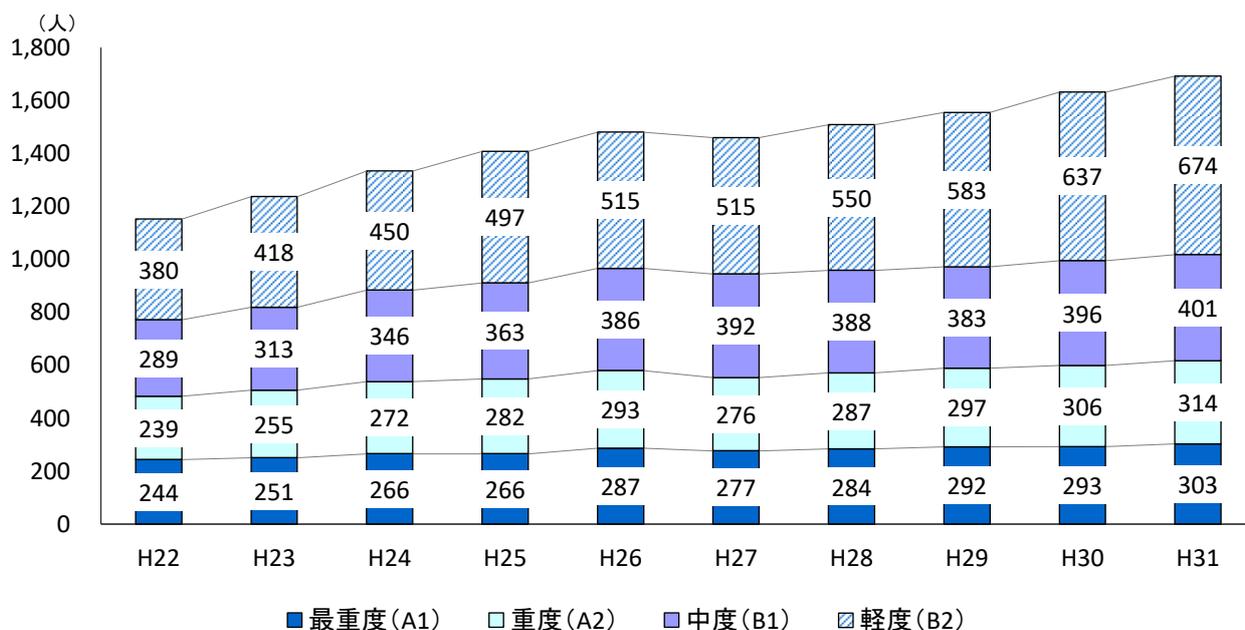
平成31年3月末時点の療育手帳の所持者数は1,692人で、前年と比べて60人増加しています。10年間では約1.5倍に増加しています。等級別では軽度(B2)が最も多く、10年間で1.8倍となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（等級別）

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
最重度 (A1)	244	251	266	266	287	277	284	292	293	303
重度 (A2)	239	255	272	282	293	276	287	297	306	314
中度 (B1)	289	313	346	363	386	392	388	383	396	401
軽度 (B2)	380	418	450	497	515	515	550	583	637	674
合計	1,152	1,237	1,334	1,408	1,481	1,460	1,509	1,555	1,632	1,692

資料：大和市「保健と福祉」各年版（各年3月31日現在）



(4) 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者）

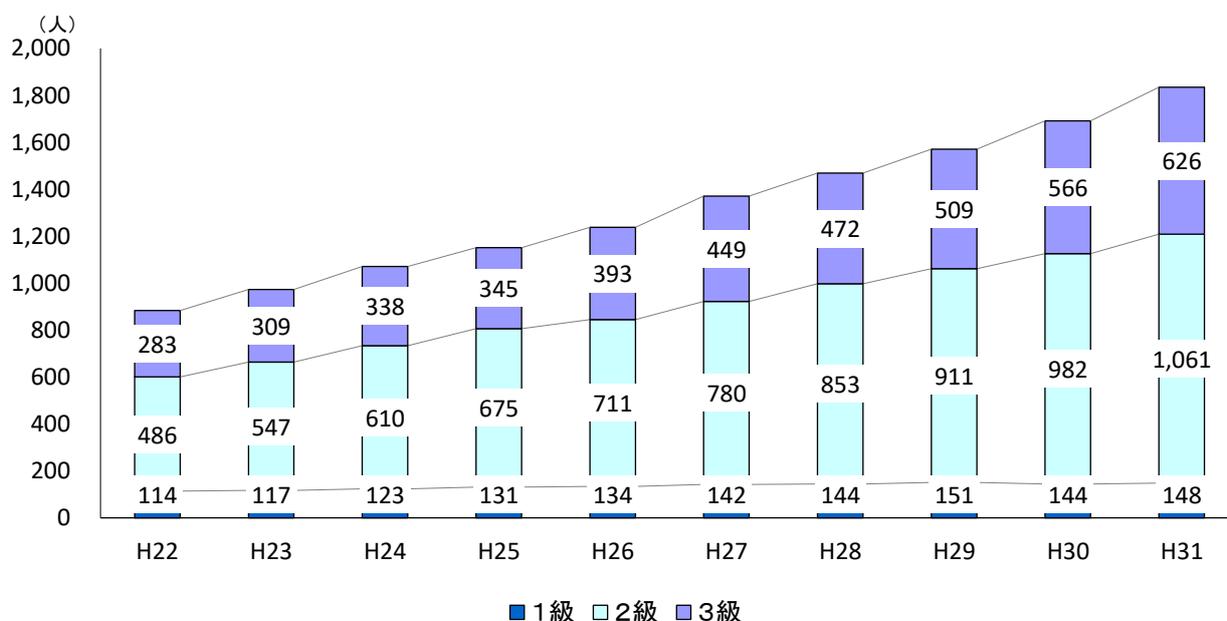
平成31年3月末時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,835人で、10年間で約2.1倍の増加となっており、他の手帳に比べても特に大きく増加しています。等級別では2級が最も多く、57.8%となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1級	114	117	123	131	134	142	144	151	144	148
2級	486	547	610	675	711	780	853	911	982	1,061
3級	283	309	338	345	393	449	472	509	566	626
合計	883	973	1,071	1,151	1,238	1,371	1,469	1,571	1,692	1,835

資料：大和市「保健と福祉」各年版（各年3月31日現在）



平成31年3月末時点の自立支援医療（精神通院）受給者数は3,884人で、平成22年度と比較すると1.5倍の増加となっています。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人数	2,597	2,769	2,927	3,110	3,205	3,316	3,417	3,552	3,670	3,884

資料：大和市「保健と福祉」各年版（各年3月31日現在）

(5) 障がい児（18歳未満の障害者手帳所持者）

平成31年3月末時点の18歳未満の身体障害者手帳及び療育手帳の手帳所持者数は身体障害者手帳が130人、療育手帳が637人となっています。各障害者手帳の所持者数からみた割合は、身体障害者手帳が2.2%、療育手帳が37.6%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（年齢別）

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
障がい児 《18歳未満》	60 (67)	15 (16)	32 (32)	14 (13)	0 (2)	9 (8)	130 (138)
障がい者 《18歳以上》	2,189 (2,189)	873 (941)	752 (760)	1,285 (1,325)	289 (292)	301 (296)	5,689 (5,803)
合計	2,249 (2,256)	888 (957)	784 (792)	1,299 (1,338)	289 (294)	310 (304)	5,819 (5,941)

※ () 内は前年の数字

資料：大和市「保健と福祉」各年版（各年3月31日現在）

■ 療育手帳所持者数（年齢別）

(単位：人)

	A1	A2	B1	B2	合計
障がい児 《18歳未満》	75 (76)	93 (94)	114 (114)	355 (344)	637 (628)
障がい者 《18歳以上》	228 (217)	221 (212)	287 (282)	319 (293)	1,055 (1,004)
合計	303 (293)	314 (306)	401 (396)	674 (637)	1,692 (1,632)

※ () 内は前年の数字

資料：大和市「保健と福祉」各年版（各年3月31日現在）

(6) 特別支援学級の児童・生徒数

平成31年の特別支援学級の生徒数は小学校448人、中学校153人で、あわせて601人となっています。平成27年と比べると、小学校の児童数は約1.7倍、中学校の生徒数は約1.6倍と増加しています。

■ 特別支援学級の児童・生徒数の推移

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
小学校	269	384	390	422	448
中学校	95	126	138	145	153
合計	364	510	528	567	601

資料：「大和の教育」各年版（各年5月1日現在）

第3章 計画の理念

1 基本理念

前計画では、「一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち」の実現を基本理念に掲げ、市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康創造都市やまと」の実現を目指してきました。

本計画においても、「障害者基本法」の理念、国の「障害者基本計画」や神奈川県「かながわ障がい者計画」、「健康都市やまと総合計画」、「大和市地域福祉計画」等の関連計画の方向性及び前回計画策定以降の障がい者福祉行政の動向を踏まえ、大和市障がい者福祉計画が、長期的に追求していくべき姿として、引き続き「一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち」を基本理念として位置づけます。

基本理念の方向

市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康都市やまと」の実現を目指します。

基本理念

一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち

2 めざすまちの姿

健康都市やまと総合計画（平成31年度～令和10年度）の基本構想では、将来都市像の実現に向けて、「人」「まち」「社会」の3つの健康領域を定めています。本計画では、総合計画の3つの健康領域に基づき、障がい者施策を通して、実現をめざすまちの姿を次のように掲げます。

<心と体の健康>

- 障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。
- こどもがすくすく育つまち。

障がいの有無にかかわらず乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた成長や自立への支援が行われ、療育、教育、保健、医療、心のケアなど、心身の健やかな暮らしに必要な支援が充足し、子どもも大人も一人ひとりがいつまでも元気でいられるまちづくりを推進します。

<安全・安心・快適なまち>

- 災害などいざという時に安全で安心して暮らせるまち。
- 誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。

ユニバーサルデザインの視点に立った交通機関、道路、施設や公園などの整備が行われ、障がい者や高齢の方など、すべての人が安心して移動し、快適に生活が送れるよう、都市空間が整うまちづくりを推進します。また、災害への対応力を高め、市民、事業者、行政の連携による災害に強いまちづくりを推進します。

<家庭と地域の健康>

- あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、共生が実感できるまち。
- 互いに認め合う健やかな心を育むまち。

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを思いやり認め合う気持ちをもつことが大切です。あらゆる差別がなくなるよう市民自ら地域の課題を主体的に解決できる環境を整え、一人ひとりの人権が尊重され、共生が実感できるまちづくりを推進します。

第4章 施策の展開

～障がい者福祉計画の施策体系～

基本理念

一人ひとりが、
地域の一員として『私』らしく生活している

めざす姿（将来像）

心と体の健康

- 障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。
- こどもがすくすく育つまち。

安全・安心・快適なまち

- 災害などいざという時に安全で安心して暮らせるまち。
- 誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。

家庭と地域の健康

- あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、共生が実感できるまち。
- 互いに認め合う健やかな心を育むまち。

方針

1. 個人の尊重
(権利擁護と差別の解消)

2. 地域生活の基盤づくり
社会的な壁のない
環境づくり

3. ライフステージに
応じた生活支援

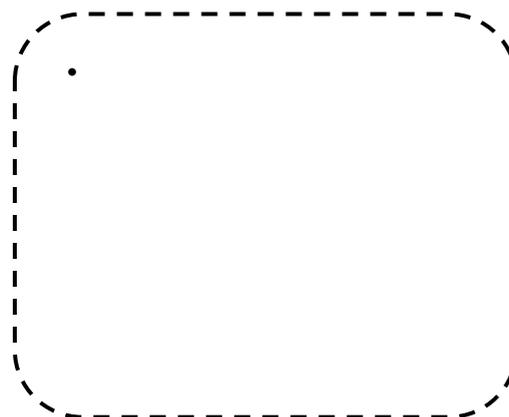
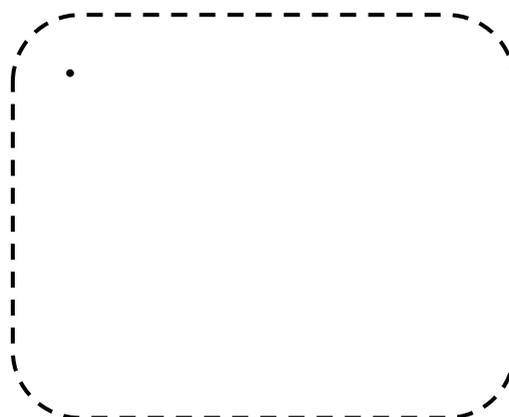
施 策

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 虐待の防止
- (3) 障がいをもととする差別の解消の推進と障がい者理解の促進
- (4) 行政サービスにおける合理的配慮の推進

- (1) 地域で支える仕組みづくり
- (2) 障害者自立支援協議会の充実
- (3) 文化・レクリエーション・スポーツ活動
- (4) 防災・防犯対策の推進
- (5) 情報アクセシビリティの向上
- (6) 障がい者施設の整備
- (7) 住まいの場の整備
- (8) 生活環境のアクセシビリティの向上

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域生活支援サービスの充実
- (3) 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実（特別支援教育センターとの連携）
- (4) 就労の支援
- (5) 外出の支援
- (6) 経済的自立の支援
- (7) 保健・医療の充実

事業例



1 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）

【基本的な考え方】

「障害者基本法」では、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら生きていくことができる共生社会の実現を目指しています。また、「障害者差別解消法」では、社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めることによって、共生社会の実現に資するとされています。

本市では、障がい者の権利擁護を推進すると同時に、障がいへの理解を浸透させることによって、障がいに対する差別や偏見のない地域社会の実現を目指します。



図を挿入予定

施策 1-1 権利擁護の推進**現状と課題**

- 今後当事者や親族の高齢化が進むことから、成年後見制度や地域福祉権利擁護支援事業等の必要性は高まると考えられます。
- 一方で、現状成年後見制度の認知・理解度は低いことがアンケート調査からわかります。実際に親等により支援を受けて生活しているなかで、手続きの煩雑さや報酬等の費用負担がある成年後見制度を利用しようとする方が少ないのが現状です。

これまでの取り組み

- 金銭管理や書類の預かり、手続きの支援等について、市社会福祉協議会とともに取り組んでいます。
- 審判を申し立てることのできない障がい者に対しての成年後見開始審判の申し立てや、成年後見人報酬の一部助成を実施しています。

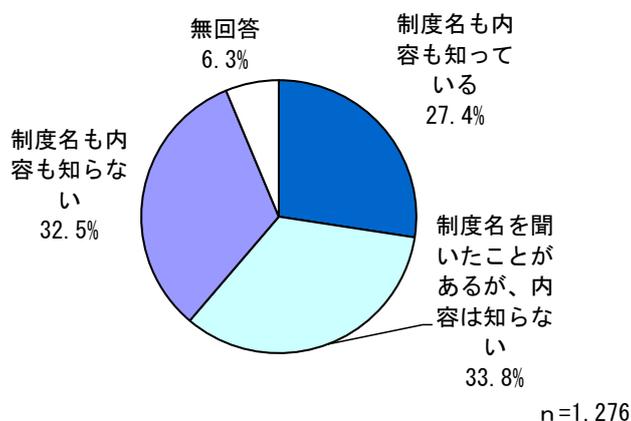
これからの方向

- 金銭や書類の管理等を支援する地域福祉権利擁護支援事業のさらなる推進を図ります。
- 成年後見人報酬の一部助成や後見開始の市長申立等を通して、成年後見制度の利用拡大を推進します。
- 成年後見制度の利用を希望される方、制度を知りたい方への講演会等を実施し、制度の周知を図ります。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
地域福祉権利擁護支援事業	金銭の管理や書類の預かり、手続きの支援等を行います。	市社会福祉協議会
成年後見開始申立	成年後見開始審判の申立費用及び後見人等の報酬を助成します。 知的障がい者・精神障がい者の後見等の開始の審判を、必要に応じて市が申し立てを行います。	障がい福祉課
成年後見制度講演会	成年後見制度の基本的な知識から申立手続きの流れ、後見人の見つけ方等についての講演会を行います。	高齢福祉課
成年後見専門相談	成年後見に関する相談について、司法書士へ相談することができる相談会を開催します。	市民相談課

成年後見制度の認知度について(当事者アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・成年後見制度の導入にあたっては、ご家族の認識が低いことが課題。＜事業者等＞
- ・成年後見制度の市長申し立ては利用のハードルが高い。後見人の報酬に見合うような予算的措置がなく、制度が上手く動いていないと感じる。＜事業者等＞
- ・成年後見制度について、利用促進計画に伴う中核機関の役割に期待する。制度への結びつけや調整で利用が進むと思われる。複合的な課題の場合、相談先が見えにくいため、入口から受け止められて分野横断的なセンター機能が必要だ。＜事業者等＞
- ・「大和あんしんセンター」等の施設がもっと拡充されると良い。高齢化に伴い親御さんもだんだん金銭管理等ができなくなると思うので、権利擁護の部分でもあんしんセンターが使えるようになればいい。＜事業者等＞

施策 1 - 2 虐待の防止

現状と課題

- 虐待発生時の通報先である「大和市障害者虐待防止センター」の認知度は、障がい当事者であっても低い現状です。
- 障がい当事者以外でも、「障害者虐待防止法」の認知度は前計画策定時からわずかに上昇していますが、依然として認知度に課題があると言えます。
- 虐待の防止のためには、当事者が声を上げやすく、またその声を受け止められる体制のさらなる整備が課題となっています。

これまでの取り組み

- 「大和市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待通報には24時間通報を受け付けし、迅速対応ができるような体制を整備しています。
- 審判を申し立てることのできない障がい者に対しての成年後見開始審判の申し立てや、成年後見人報酬の一部助成を行います。

これからの方向

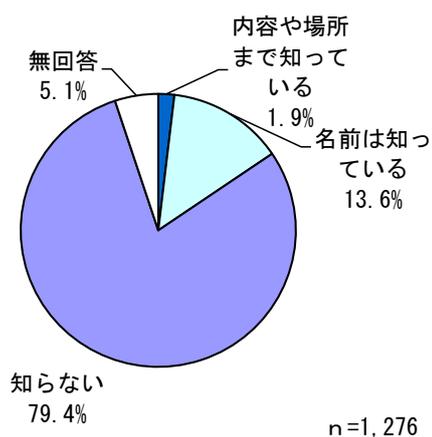
- 虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する相談体制の充実等、虐待の予防、防止に向けて必要な体制整備に取り組みます。
- 通報があった際は、ケースワーカーや保健師、虐待防止センター職員等、関係機関や障がい福祉事業所職員間でコミュニケーションを取り、迅速に対応できる体制の構築に取り組みます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
障害者虐待防止センター事業	大和市にお住まいの障がい者や市民からの通報、相談を受けて、障がい者の一時保護や、障がい者や家族、同居者等の負担軽減のための支援を行います。また、緊急の虐待通報は、24時間体制で受付します。	障がい福祉課
家庭児童相談事業	家庭相談員等が子育てに関する様々な相談に応じるとともに、虐待予防、早期発見のための取り組みを進め、児童虐待の通告を受けた場合は、児童の安全確認と必要な支援を行います。	すくすく子育て課

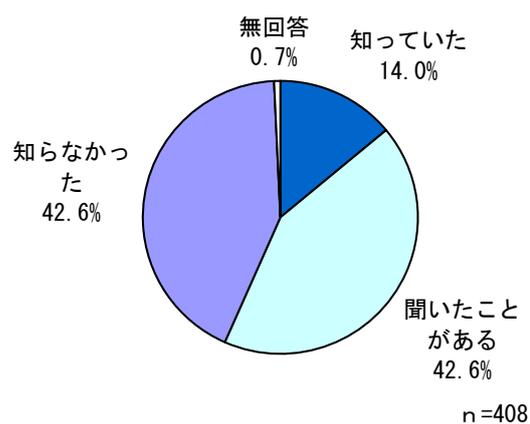
障害者虐待防止センターの認知度

(当事者アンケート)



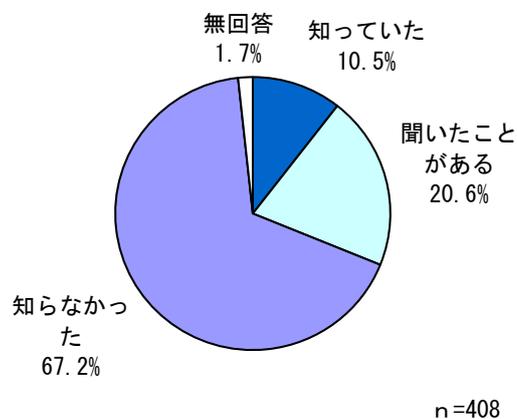
障害者虐待防止法の認知度

(当事者以外アンケート)



障害者虐待防止法における通報義務の認知度

(当事者以外アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・虐待時の対応にそなえ、すくすく子育て課や障がい福祉課と連携を取り、計画的でスムーズな利用につなげるための打ち合わせの機会があるとよい。＜事業者等＞
- ・家族に対する虐待防止法の周知はもう少し力を入れるべき。近さゆえの大変さ等を理解したうえで、家族に向けてメッセージを出すとともに、家族からそういうことをされたら虐待なので訴えることができる、という当事者への周知も必要。＜事業者等＞
- ・市には当事者の声を直接吸い上げる場がないところが弱い点だ。当事者が自分たちで主張できるようになると、職場での虐待や家族からの不当な扱いに対して発信できるようになる。＜事業者等＞

施策 1 - 3 障がい を理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進**現状と課題**

- 障がい者の半数近くは、障がいを理由とする差別をわずかでも経験したことがあると感じており、差別の解消に向けての取組が求められています。
- 障がいのない人も、8割以上の方は社会には障がいに対して何らかの差別があると感じています。一方で、障がい者差別の解消への取組を内容まで知っている方は少数であり、差別があると感じていても具体的にどのように取組みが行われているかは知られていません。
- 障がいへの理解を深めるには、家庭、地域、事業者、教育、医療といった様々な現場に対して研修や講演会を行ったり、障がい当事者と触れ合う内容としたりと、普及・啓発の方法が課題となっています。
- 学校では、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育等の推進が求められます。

これまでの取り組み

- 「障害者差別解消法」に関する講演会等を開催し、同法の周知を通して障がい者差別の解消に取り組んでいます。
- 障がい者就労施設の製品の展示や販売や、障がい者週間事業における展示等、障がいへの理解を深めるための支援に取り組んでいます。
- 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進しています。
- 県が配布するヘルプマークに加え、ヘルプカードを市で作成し、配布しています。
- あいサポート運動により障がい特性等を周知していくことで、障がいへの理解促進に取り組んでいます。

これからの方向

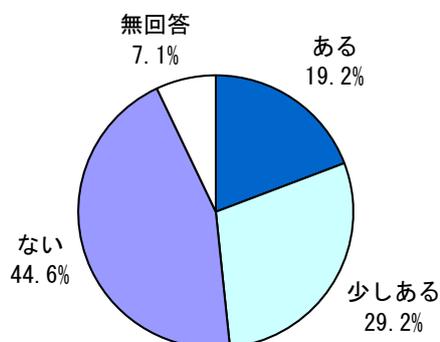
- 「障害者差別解消法」に関する講演会等を実施し、障がい当事者やその親族以外の方へも参加を呼びかけることで、普及啓発と障がいへの理解促進に取り組めます。
- 障がい者就労施設の製品の展示や販売や、障がい者週間事業における展示等、障がいへの理解を深めるための支援に継続して取り組んでいます。
- 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進していきます。
- ヘルプカード等の活用により、円滑に手助けが受けられるよう周知を図ります。
- あいサポート運動を地域の自治会や企業等にも広げ、より一層の障がいへの理解促進に取り組めます。
- 講演会等では当事者の方に講演していただく等、障がいのある人の声を直接聞くことができる機会を設けられるよう検討していきます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
あいサポート運動事業	障がいについて知る機会として「あいサポーター研修」を実施し、障がいへの理解促進を図ります。	障がい福祉課
障害者差別解消法講演会	障害者差別解消法に関する講演会等を行うことで、法律の周知や障がいへの差別解消を推進します。	障がい福祉課
精神保健に関する普及啓発事業	関係機関と連携し、こころの健康講座、家族教室の開催やこころの健康をテーマとしたFMやまとの番組の放送、広報紙による啓発を行います。	障がい福祉課
人権啓発事業	人権意識の普及・高揚を図るため、各種イベント、講演会等を行います。	国際・男女共同参画課
人権相談事業	人権に関するトラブルが生じたときに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員により人権相談を行います。	国際・男女共同参画課
「障害者週間」「精神保健福祉普及運動」による啓発事業	該当機関にイベントの実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等により、障がいに対する理解や意識啓発、取組等の周知を図ります。	障がい福祉課
地域との交流促進	障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボランティア団体との交流の促進等、地域で行われる交流事業の支援を行い、障がいへの理解を深めます。	障がい福祉課
障がい者施設での地域交流	障がい者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座、地域活動団体の研修の受け入れなどの地域交流事業を支援し、広く市民への理解・啓発を図ります。	障がい福祉課
障がい福祉サービス提供事業所の製品PR	障がい福祉サービス提供事業所の製品をPRするため、公共施設内での展示や販売を行うとともに、記念品等に活用されるよう支援します。	障がい福祉課
乳幼児期からの交流	保育所等において、障がいのある子どもの成長を促すとともに、障がいのある子どももいない子どもも、地域で共に生きる意識の醸成を図るため、統合保育を行います。	ほいく課
交流教育の推進	小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がい者への理解を深める交流教育を行います。	指導室

主な取り組み	取り組みの内容	所管
車椅子バスケットボール体験講座	車椅子を利用したスポーツ体験や選手の体験談を聞くことにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ノーマライゼーションの推進と「福祉の心」の醸成を図ります。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会)
「福祉の心」啓発講演会	講演会活動を通して、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、公立学校と共催で講演会を行います。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会)
車椅子や疑似体験セット等の貸し出し	疑似的な体験を通して、いたわりや思いやりの心を育むことを目的に、用具の貸し出しを行います。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会)
福祉ボランティアの体験学習	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設等へのボランティア体験学習など体験に基づいた学習の機会を提供します。	市社会福祉協議会
福祉作文募集	「福祉の日」の事業の一環として、福祉作文を募集し、受賞者を「福祉の日」の集いで表彰します。また、国が行う福祉作文やポスターの募集について周知を行います。	健康福祉総務課 障がい福祉課

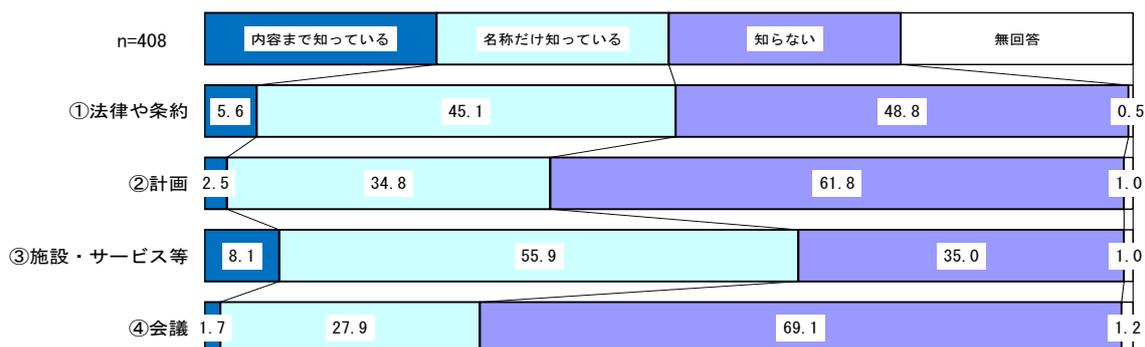
障がい者を理由とした差別等の経験の有無(当事者アンケート)



n=1,276

障がい者向けの取り組みの認知度(当事者以外アンケート)

単位：%



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・具体的に差別をなくすために先に進んでほしい思いから、差別禁止条例の制定、独立した障害者差別支援地域協議会等が整備されていくと良いと思う。〈当事者関係〉
- ・見た目では分かりにくいので、疾患に気づいてもらえないことがある。ヘルプマークがあれば電車でも声をかけられるので、多少の効果はあると思う。〈当事者関係〉
- ・いろいろな障がいの方による、一般市民、あるいは支援者向けの講座の機会があるといいと思う。子どもの頃から「ともに生きる」ことが普通になればいいと思う。〈事業者等〉

施策 1-4 行政サービスにおける合理的配慮の推進

現状と課題

- 「障害者差別解消法」において、障がい者に対して国の行政機関や地方公共団体は合理的配慮を行わなければならないと規定されています。

これまでの取り組み

- 市の広報紙や選挙公報などを、点字や音声による情報提供を行うことで、障がいがある人の社会参加に対する支援に取り組んでいます。
- 障がい福祉課において、手話通訳者を設置する日を週1日から週5日に増やし、聴覚障がい者の手続きがスムーズに行えるよう支援に取り組んでいます。
- 「障害者差別解消法」の施行に合わせて「大和市職員対応要領」を策定し、職員向けに研修を実施することで、市の窓口対応における合理的配慮の推進に取り組んでいます。

これからの方向

- 視覚障がいのある人にも行政サービスが提供できるよう、点字広報や音声広報の発行などにより情報提供に取り組めます。
- 聴覚障がいや音声言語機能障がいがある人の手続きへのサポートとして、市窓口へ手話通訳者を継続して設置します。
- 大和市職員対応要領に関する研修を継続して実施し、行政サービスにおける合理的配慮の推進に向けて取り組めます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
市職員研修の実施	「障害者差別解消法」等について市職員への研修を実施し、市の窓口での合理的配慮を推進します。	障がい福祉課
手話通訳者の設置	聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対し、相談手続きなどの意志疎通を容易にするため、手話通訳を設置します。	障がい福祉課
「声の広報」「点字広報」の発行	視覚障がいの方に対し、「広報やまと」のカセットテープ版、CD版、点字版を発行します。	広報広聴課
選挙管理執行事務	選挙の管理執行を行います。障がいの状況に応じた対応については、点字やCDによる選挙公報の配布、スロープの設置、点字投票、代理投票、郵便投票の実施等を行います。	選挙管理委員会

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・手話通訳者の設置について、障がい福祉課には毎日いるが、本庁舎は月曜日だけなので、火曜日から金曜日も設置してほしい。＜当事者関係＞
- ・視覚障がいの方に案内をする時は、しおりやパンフレットの必要なところに付箋をつけて説明する等の配慮をしてもらえると、後でヘルパー等と確認するときにはわかりやすくありがたい。＜当事者関係＞

2 地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり

【基本的な考え方】

住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現を図るためには、設備のバリアフリー化をはじめとする社会的障壁の除去や、住まいをはじめとした安心できる居場所の確保が求められます。

本市では、障がいがある人が地域生活を行う上での社会的障壁の除去への取り組みを推進し、地域共生社会の実現を目指します。



図を挿入予定

施策2-1 地域で支える仕組みづくり

現状と課題

- 地域での支え合いの一つとして、障がいの当事者団体や家族会があります。しかし、多くの団体で高齢化や会員数の減少などの課題を抱えています。
- 障がいの重度化、高齢化等の多様な課題に対し、関係機関や団体が連携を強化して取り組む必要があります。その際には、身近な立場で支えてくれるボランティアや各種サポーター、民生委員・児童委員等の人材に、効果的に活躍していただく方策を検討していくことが求められています。

これまでの取り組み

- 障がい者団体の自主的な活動に対し、情報提供や補助金の交付等をとおして支援に取り組んでいます。
- あいサポート運動により障がい特性等を周知していくことで、地域で障がい者を支えることができる人材を増やす活動に取り組んでいます。

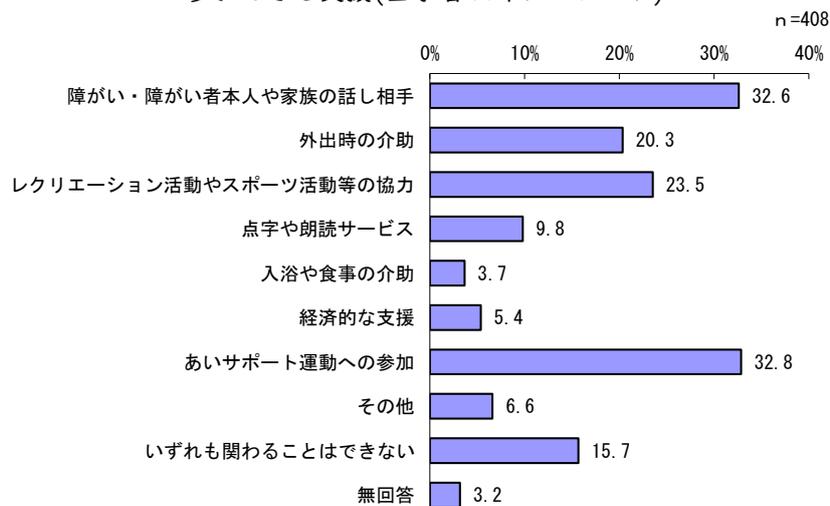
これからの方向

- 当事者団体、家族会の活動を支えることで、地域での支え合いができる体制の整備に取り組めます。
- あいサポート運動を地域の自治会や企業等にも広げ、より一層の障がいへの理解促進に取り組めます。
- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携し、ボランティア活動への支援に取り組めます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
障がい者施設での地域交流	障がい者施設でのお祭り等のイベントや、市民参加講座、地域活動団体の研修の受け入れなどの地域交流事業を行い、広く市民への支援を行います。	障がい福祉課
地域との交流促進	障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボランティア団体との交流の促進など、地域で行われる交流事業の支援を行い、障がいへの理解を深めます。	障がい福祉課
あいサポート運動事業（再掲）	障がいについて知る機会として「あいサポーター研修」を実施し、障がいへの理解促進を図ります。	障がい福祉課
障害者団体等支援事業	障がい者団体の活動に対し、情報提供や補助金の交付などの支援を行います。	障がい福祉課
ボランティア活動の促進	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。	市社会福祉協議会

参加できる支援(当事者以外アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・障がい者団体の会員の高齢化が進み、新規加入者がいないと会員数が減ってしまう。市内の他団体と交流もあるが、多くの団体で高齢化、会員の減少があるようだ。〈当事者関係〉
- ・障がいのある子やその親にとって、どこの会が自分たちに合っているのか分かりにくいと思う。ミスマッチが起こらないためにも、会がどんな活動をしているのか、どのような障がいの人がいるのかを知ってもらうことが重要。一方で、会同士の垣根がなくなれば、それぞれの障がいへの理解が深まると思う。歩み寄って情報交換ができれば良い。〈当事者関係〉
- ・「認知症サポーター」や「こころサポーター」など、複数のサポーターに登録している人はたくさんいるのではないか。目的は同じなのだから、それぞれで連携が取れるようできると良いと感じる。結果として関わる者の対象が重なってれば、一緒にやれば良いと思ったがなかなか進まない。〈事業者等〉
- ・地域生活への移行や、地域包括ケアシステムの構築に向けて、誰が何をするのかが見えてこない。一つの事業体等で何かをするにはもう限界がきており、束ねて支援する方法、バックアップ体制を求めたい。〈事業者等〉
- ・利用者の高齢化、重度化に対して、医療分野、介護分野、地域包括などと連携・情報共有を図りながら、方向性を探っていきたいと思っている。〈事業者等〉

施策 2 - 2 障害者自立支援協議会の充実

現状と課題

- 障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う場として、市障害者自立支援協議会の充実が期待されています。
- 自立支援協議会で検討する内容について、対応の迅速性や施策への具体化など、機能強化について求める意見があり、一層の機能強化が求められています。

これまでの取り組み

- 市障害者自立支援協議会の活動を支援し、地域ネットワークの構築、困難ケースへの対応の協議・調整や地域の問題に対し専門部会を設置し、解決に向けての協議などを行い、障がい福祉の向上に寄与しています。

これからの方向

- 当事者団体、家族会の活動を支えることで、地域での支え合いができる体制の整備に取り組みます。
- あいサポート運動を地域の自治会や企業等にも広げ、より一層の障がいへの理解促進に取り組みます。(再掲)
- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携し、ボランティア活動への支援に取り組みます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
障害者自立支援協議会	関係機関の情報の共有、地域ネットワークの構築、高度な支援を必要とするケースへの対応など、地域の課題解決に向け協議を行います。	障がい福祉課

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・自立支援協議会は、課題を具体的に解決していくにはペースが遅く、長くかかり過ぎる。各部会の目的や期限等を、もっと具体的に設定して活動できると良いと思う。＜当事者関係＞
- ・当事者に協議会や会議に参加してもらうには配慮や準備が必要になるが、当事者の声が一番強いので、課題の解決につながりやすい。＜事業者等＞

施策 2-3 文化・レクリエーション・スポーツ活動**現状と課題**

- 障がいがある人の余暇の過ごし方は多岐にわたっていますが、一人で外出が難しい方は移動支援サービスを利用して外出する方が多く、サービスの充実が求められています。
- スポーツ活動ができる施設、公園等の充実を求める意見があり、障がいがあっても安心して活動できる場所の充実が求められています。
- 学校卒業後の余暇活動については、対応できるサービスが少ないため、居場所づくりなどの支援が課題となっています。

これまでの取り組み

- 障害者スポーツ大会への参加支援など、スポーツ活動を通じた社会参加の支援に取り組んでいます。
- 障がい者や障がい者団体が行う社会参加や余暇に係る自主的な活動、ボランティア活動等への支援を行っています。
- 地域での居場所として利用してもらえるよう、地域活動支援センターを設置しています。

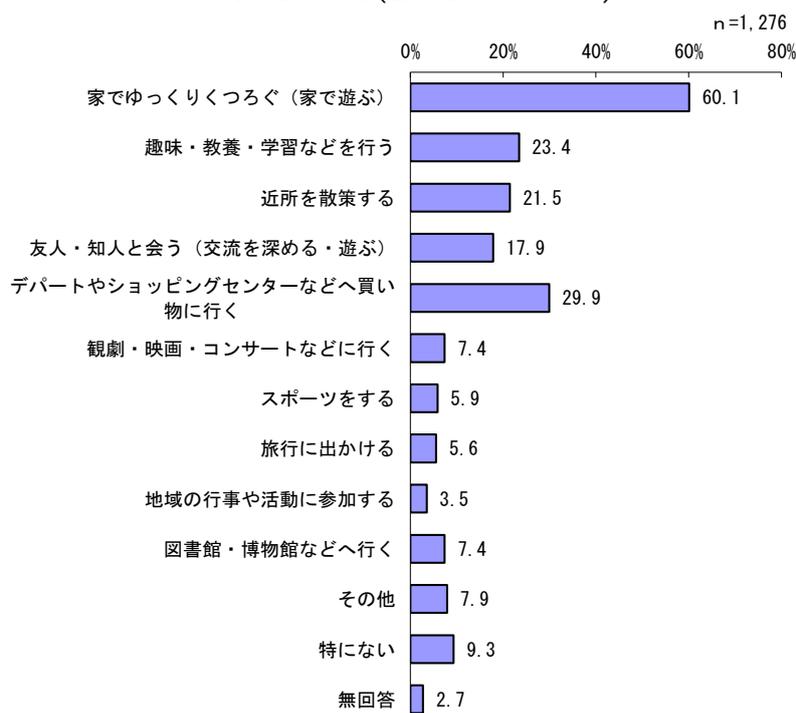
これからの方向

- 障害者スポーツ大会への参加支援など、スポーツ活動を通じた社会参加の支援に継続して取り組みます。
- 各種施設の整備や、実施団体との連携により、文化・レクリエーション・スポーツ活動への参画の機会拡大を推進します。
- 余暇活動のための支援として、移動支援事業等のサービスがより充実するよう取り組みます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
障がい者社会参加促進事業	障がい者スポーツ大会への選手派遣や大会への同行等の支援を行います。	障がい福祉課
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者の外出をガイドヘルパーが支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
身近なスポーツ・レクリエーションの促進	身近な場所で運動会や地区社会福祉協議会が行う催しなど、障がい者が気軽に参加できる催しが増えるよう、市民の意識啓発や事業への支援を行います。また、障がい者を対象としたプログラムの取入れを関係者に働きかけていきます。	障がい福祉課
スポーツ教室開催事業	障がい者などに対応したニーズの高いスポーツ教室を開催します。	スポーツ課
点字図書等の貸し出し	視覚障がい者へ、録音図書（DAISY）、点字図書、拡大文字の図書を利用時間内に随時利用できるようにしています。また、録音図書（DAISY）や点字図書について、郵送による貸し出しも行っています。	図書館
地域活動支援センター等支援事業	精神障がいに関する相談支援や社会参加の場の提供を行います。	障がい福祉課

余暇の過ごし方(当事者アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・学齢期は放課後等デイサービスもあり、学校の対応も充実するなど恵まれてきたが、卒業後は同じように充実はしておらず、過ごし方の選択肢がなくなってしまうことが課題。＜当事者関係＞
- ・障がい者たちの集まれるサロンのようなものがあるとよい。相談員に相談するのはハードルが高くても、同じような障がいを持った人たちと会うと、気持ちがほっとしたりするのではないか。＜当事者関係＞
- ・市に余暇支援をしてほしいとまでは言わないが、会場だけでも提供してくれると嬉しい。児童のみならず、成人も仕事がないときの余暇支援はあっていいと思う。＜事業者等＞

施策 2 - 4 防災・防犯対策の推進

現状と課題

- 災害が発生した時は、速やかな避難や安否確認をするためには、防災関係機関だけでなく、近隣地域との助け合いが必要になってきますが、多くの方が地域との関係づくりに課題を持っています。
- 避難所となる施設の設備の充実や、障がい種別に応じた避難訓練の実施など、災害時に備えた対策の充実が求められています。
- 災害時の困りごとは障がい種別によって異なります。“障がい者”とひとまとめにせず、障がい特性に合わせて対応できるような体制の整備が求められています。

これまでの取り組み

- 避難行動要支援者支援制度の活用等により、災害時の要支援者の把握に取り組んでいます。
- 大和市地域防災計画に基づく救援・救護担当部防災マニュアルを作成し、運用しています。
- 重度の視覚・聴覚障がい者が避難した際に支援を受けやすくなるよう、災害用ベストを作成し、配布しています。

これからの方向

- 「避難行動要支援者支援制度」の活用等により、災害時の要支援者の把握や支援を受けることができるような体制づくりを推進します。
- 防災ベストの配布等によって、避難した際に支援を受けやすくなるような取り組みを継続して行います。
- 自立支援協議会で作成した障がい者向けの防災マニュアルの配布等を通して、防災意識を高めるための取り組みを推進します。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
避難行動要支援者支援制度	平常時より要支援者の所在情報を把握し、その情報を行政内や自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などの地域と共有し、災害時に要支援者の安否確認や避難支援等に活用します。	健康福祉総務課
総合防災訓練運営事業	総合防災訓練を行い、大規模災害発生時における市、市民、防災関係機関等との相互連携の強化と、防災技術、知識の向上を図ります。	危機管理課

災害時の困りごと【障がい種別】（当事者アンケート）

	合計	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手が困難になる	救助を求めることができない	迅速に避難することができない	避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	1276	45.0	7.1	9.2	18.5	35.3	17.5	24.5	49.5	5.1	10.5	6.0
身体障がい	702	46.2	11.4	13.7	12.8	40.6	15.0	13.8	51.1	3.1	9.5	7.7
知的障がい	205	23.9	5.9	8.8	47.3	43.9	28.3	46.8	54.6	6.3	7.3	3.9
精神障がい	303	68.0	2.6	3.6	18.2	27.1	19.1	33.3	50.8	7.6	9.9	2.0

「災害時要援護者支援制度」の推進にあたり重要だと思うこと【障がい種別】（当事者アンケート）

	合計	登録する個人情報や適切な管理について	制度や登録に関する説明や情報提供について	地域の身近な人々と、日頃から声かけなど関係づくりについて	地域の民生委員・児童委員・自治会・自主防災組織などの関係づくりについて	その他	無回答
全体	1276	25.8	16.5	23.9	15.1	4.5	14.2
身体障がい	702	26.1	14.7	23.5	17.1	3.3	15.4
知的障がい	205	19.0	25.9	23.9	17.1	2.4	11.7
精神障がい	303	31.4	17.2	22.8	10.6	7.3	10.9

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・他の自治体では、災害時に福祉避難所は結局設立されなかったと聞く。災害が起きた時に、速やかに福祉避難所を立ち上げられるよう整備してほしい。＜当事者関係＞
- ・障がい福祉課、市内の社会福祉法人、NPO団体との結びつきは強いと思っている。災害対策連絡会など、横の繋がりができてきたので、連携できる立場になってきたと感じている。地区社協や自治会との関係も大事にして、認められる存在になれるようにしたい。＜事業者等＞
- ・異なる障がい部位の方で同時に避難訓練をやったが、ちぐはぐになってしまった。障がい種別に応じて、内容を検討し実施する必要がある。＜事業者等＞

施策 2-5 情報アクセシビリティの向上

現状と課題

- 安心して生活を送るためには、必要な情報が速やかに、わかりやすく提供されることが必要です。障がい特性に配慮しつつ、制度やサービス、医療などのさまざまな情報について、情報を提供する取り組みや仕組みの充実が求められています。
- 主な情報の入手手段は障がい種別によって異なります。制度案内冊子や広報紙などの紙媒体、インターネットやテレビなどのメディア、家族やサービス事業所職員などから、というように入手先は多岐にわたっています。

これまでの取り組み

- 障がい福祉に関する情報について、市の広報誌に掲載して周知を行っています。また、点字版等の視覚障がい者にも対応した広報誌を発行しています。
- 聴覚障がい者が病院等に行く際に手話通訳者や筆記通訳者を派遣し、コミュニケーションの支援に取り組んでいます。

これからの方向

- 市からの情報提供について様々な障がい特性に対応できるよう、提供手段の充実を推進します。
- 手話通訳者、筆記通訳者の派遣や、情報入手に必要な日常生活用具購入への補助など、障がい特性に応じた支援に取り組めます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
各種情報の提供	相談支援事業（なんでも・そうだん・やまと）を通じて、総合的な情報提供を行います。	障がい福祉課
広報紙、インターネット等による障がい福祉情報の提供	必要な情報を的確に提供するため、制度案内冊子やパンフレットの配布、ホームページや広報誌への掲載、声の広報や点字広報などの配布を行います。	広報広聴課 障がい福祉課
「声の広報」「点字広報」の発行（再掲）	視覚障がいの方に対し、「広報やまと」のカセットテープ版、CD版、点字版を発行します。	広報広聴課
情報提供を行うボランティア活動への支援	点訳サークル、録音サークル、手話サークルなどのボランティア活動の育成、支援について、社会福祉協議会を通じて行います。	市社会福祉協議会
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者等への情報提供等の充実を図るため、手話・筆記通訳者の派遣を行います。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業	重度障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、用具の給付を行います。	障がい福祉課

情報の入手先【障がい種別】（当事者アンケート）

	合計	本や新聞、雑誌の記事、テレビのニュース	友人・知人	インターネット	家族や親せき	サービス事業所の人や施設職員	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーやケアマネジャー	民生委員・児童委員	児童発達支援施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	市や県などの行政機関の相談窓口	その他	無回答
全体	1276	11.8	4.2	12.7	11.8	8.9	2.4	9.6	6.8	0.5	3.7	2.0	8.0	2.7	15.0
身体障がい	702	17.0	4.6	8.8	9.8	5.3	2.4	10.7	9.7	0.9	0.6	1.3	9.1	3.1	16.8
知的障がい	205	2.9	5.9	4.9	21.0	22.9	5.4	1.0	0.5	0.0	8.8	4.4	7.3	0.5	14.6
精神障がい	303	6.6	2.3	23.8	12.2	9.6	1.3	14.5	5.9	0.0	0.7	1.7	6.6	3.0	11.9

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・筆談ではなかなか通じないことがあるため、手話通訳をいろいろなところで利用したい。派遣基準の拡大をお願いしたい。＜当事者関係＞
- ・一般の市民と交流できたり、最新の情報を得られるような拠点のような場所があるとよい。＜当事者関係＞
- ・集いの場やサービスについての情報が視覚障がい者には伝わりにくい。障害者手帳の申請があったとき等に、管轄外の課であっても、どういう地域の組織があるのかを教えてください。＜当事者関係＞

施策 2 - 6 障がい者施設の整備**現状と課題**

- 地域生活を送る上での基盤として、障がい福祉サービス事業所等の充実が求められています。
- 事業所を運営するための人材確保は、多くの事業所で課題となっています。

これまでの取り組み

- 福祉施設建設費償還への支援等により、事業所を設置する法人に対しての助成に取り組んでいます。

これからの方向

- 福祉建設費償還への支援等によって事業所を設置する法人に対しての助成等に取り組めます。
- 人材確保の課題解決に向けては、広域的な課題として県・国に処遇改善の要望を行っていく等、対応を検討していきます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
障害福祉施設建設費償還支援事業	社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の一部を助成します。	障がい福祉課
グループホーム設置運営費助成事業	グループホームを新規開設する際の備品調達費等に対して助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム等設置促進事業	グループホームのバリアフリー化工事を行う際に、改修工事費の助成を行います。	障がい福祉課

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・複合的な課題を抱える家庭も多く、福祉施設の職員が地域住民の会合に定例的に参加する機会があると、地域住民と職員双方に有益だと考える。＜事業者等＞
- ・独自加算で地域差が開いており、大和市も遜色ない施策を考えてもらいたい。＜事業者等＞
- ・ある程度の待遇がないと職員が集まらない。移動支援を引き受ける体制や、ホームヘルパー、ガイドヘルパーの確保が難しい。＜事業者等＞
- ・今後の社会福祉を考えると、人材の確保と現職員の教育が重要。大和市で職員の研修会等を実施してほしい。＜事業者等＞

施策 2-7 住まいの場の整備

現状と課題

- 入所施設又は長期入院している病院から地域での生活に移行するための住まい、又は自宅を出て自立した生活を送る場として、グループホームの充実が求められています。
- 一方で、自宅で生活を続けたい方も多く、住居が確保できるような支援も求められています。

これまでの取り組み

- グループホームの整備を促進するための支援として、新規設置法人に対する助成等に取り組んでいます。
- 重度障がい者であっても自宅での生活が行えるよう、自宅のバリアフリー工事への助成や緊急通報システムの設置等の支援に取り組んでいます。
- 民間賃貸住宅を借りることに不安がある方への相談窓口を設置する等、住宅の確保への支援に取り組んでいます。

これからの方向

- グループホームを整備する法人に対する支援を継続し、施設の充実に取り組めます。
- 自宅のバリアフリー工事への助成や緊急通報システムの設置等の支援を継続し、自宅での生活支援に取り組めます。
- 障がい者の賃貸住宅に対する悩みについての相談窓口を継続して設置します。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
グループホーム設置 運営費助成事業 (再掲)	グループホームを新規開設する際の備品調達費等 に対して助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム等 設置促進事業(再掲)	グループホームのバリアフリー化工事を行う際に、 改修工事費の助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム等 移行推進事業	入所施設等からグループホーム等への入居など地 域移行の際に、入居後の生活がスムーズに行われる よう支援するため、サービス提供事業者に対し助成 を行います。	障がい福祉課
グループホーム等 家賃助成事業	グループホームの入居者に対して家賃助成を行 います。	障がい福祉課
重度障がい者住宅 整備改良費助成	重度障がい者の在宅生活の利便性を高めるため、住 みやすい住宅に改造するための費用の一部を助成 します。	障がい福祉課
重度障がい者緊急通 報システムの設置事 業	介護者が常時いない重度身体障がい者の緊急連絡 用として、緊急通報システムを設置します。	障がい福祉課
あんしん賃貸支援 事業	住宅の確保が困難な高齢者や障がい者に、市、公益 社団法人、不動産事業者等が連携し民間賃貸住宅入 居に関する各種サポートを行います。	街づくり総務課

今後の暮らし方の希望【障がい種別】(当事者アンケート)

	合計	現在の家 族と一緒 に自宅で 暮らした い	結婚して 新たな家 族と暮ら したい	気のあう 知人や友 人と暮ら したい	グループ ホームで 暮らした い	障がい者 がある人 が入所す る施設な どで暮ら したい	一般の住 宅で一人 で暮らし たい	その他	わからな い	特にな い	無回答
全体	1276	46.6	6.3	1.4	3.1	2.0	8.9	1.6	11.6	7.5	10.8
身体障がい	702	50.1	2.7	1.0	2.0	2.0	7.7	1.3	7.7	10.4	15.1
知的障がい	205	44.4	3.4	1.0	12.2	6.8	2.4	1.5	17.6	3.9	6.8
精神障がい	303	40.6	13.9	2.3	2.6	0.0	15.2	3.3	11.2	5.3	5.6

グループホームの利用意向【障がい種別】(当事者アンケート)

	合計	利用した い	利用した くない	わから ない	無回答
全体	1276	12.6	32.3	45.1	10.0
身体障がい	702	10.7	31.8	44.0	13.5
知的障がい	205	31.2	14.6	48.8	5.4
精神障がい	303	9.2	43.6	41.6	5.6

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・親なき後に大和市で暮らしたいという人の場所をつくっておきたいと思っているが、ホームの運営の厳しさ、スタッフが集まりにくい状況、職員のスキル、ストレスの問題等、課題はいろいろある。〈事業者等〉
- ・海外では障がい者のアパート暮らしを認めているところもある。大和市でもやった方がよい。〈事業者等〉

施策 2 - 8 生活環境のアクセシビリティの向上**現状と課題**

- 障がい者や高齢者などの移動に係る利便性及び安全性向上のために、公共交通機関・道路・施設において、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れながら整備を行うことが求められています。
- 「道路・建物の構造や設備」に配慮の無さを感じると考える方が多く、アクセシビリティの向上に向けては、継続した取組みが求められています。

これまでの取り組み

- ユニバーサルデザインの視点に立った誰にでもやさしいまちの実現を目指して、庁内関係各課の連携によるユニバーサルデザイン推進会議を設置し、ユニバーサルデザイン推進のために必要な事項の協議を行っています。

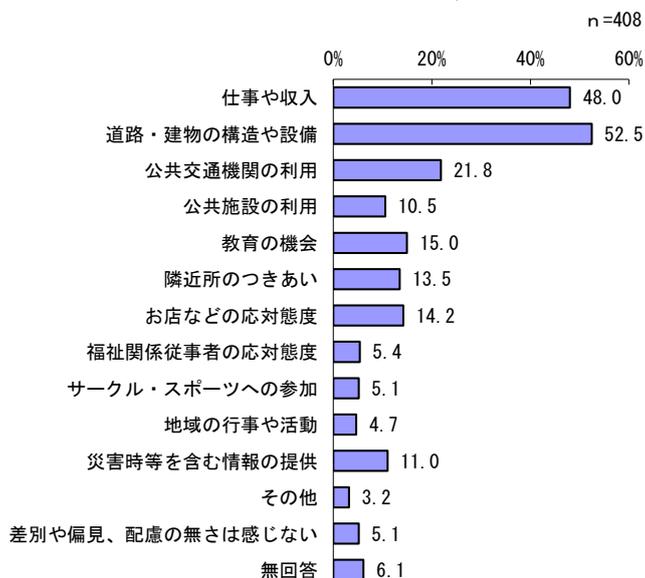
これからの方向

- 「バリアフリー新法」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共交通機関・道路・公園等の整備をすることにより、障がいのある人の移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るとともに、誰もが快適に暮らせるようなユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
鉄道輸送円滑化 促進事業	鉄道輸送力の増強や駅施設の整備・改善を図り、バリアフリー化を進めるため、改善等を関係業界へ要望します。	街づくり総務課
ユニバーサルデザイン 推進事業	職員対象のユニバーサルデザインに関する研修会や情報提供を通じ、知識や意識を深めることで、市民サービスの向上を図ります。	街づくり総務課 健康福祉総務課
公共施設の整備 ・改善	公共施設や公園等誰もが使いやすいように「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいて整備・改善を図ります。	関係各課
建築物バリアフリー 審査事務	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設を建築しようとする事業者に対し、障がい者、高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう指導、助言、協議書の審査等を行います。	建築指導課
民間施設の整備 ・改善要請	「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の周知・啓発を行い、民間の施設等について整備・改善を図るよう働きかけます。	関係各課

差別または偏見、配慮のなさを感じる場所(当事者以外アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・道のバリアフリー化が課題だ。移動支援の時に車いすで出かけるにはまだまだ段差があり移動がしにくい部分があるので、少しずつ改修してほしいと思う。<事業者等>

3 ライフステージに応じた生活支援

【基本的な考え方】

障がいの種類、年齢や家族構成等の周辺環境の変化に応じて、必要な支援は変わっていきます。本人の意思決定に基づいた自立と社会参加を実現するためには、ライフステージに応じた支援をしていくことが求められます。

本市では、障がい福祉サービス等を通して、乳幼児期の療育から親なき後の生活支援まで、一人ひとりにあった支援の提供を推進することで地域生活を支え、共生社会の実現を目指します。



図を挿入予定

施策 3 - 1 相談支援体制の充実

現状と課題

- 相談件数は年々増加しており、相談ができる事業所のさらなる充実が求められています。
- 相談内容は幅広い分野にわたっていることや、複合的な課題を抱える家庭に対する対応など、相談員に求められる知識、技能が高度化されていると言えます。
- 適切な相談対応を行うため、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化が課題となっています。

これまでの取り組み

- 「なんでも・そうだん・やまと」として、障がいに関する悩みが相談できる窓口を市内に4か所設置し、障がいに関する相談を幅広く受付できる窓口を整備しています。
- 福祉サービス利用者のうち、計画相談支援の利用率は100%に近く、サービス利用等について相談員がサポートしています。

これからの方向

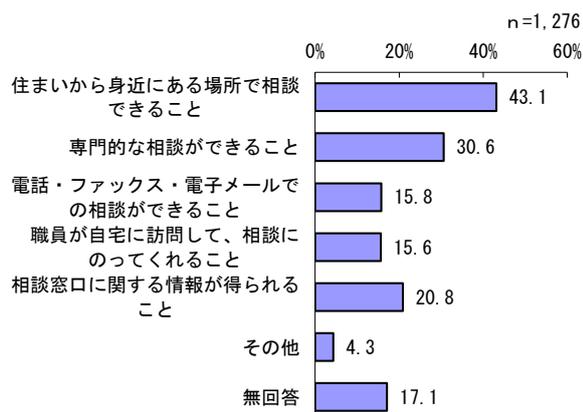
- 「なんでも・そうだん・やまと」として、地域で障がいに関する悩みが相談できる窓口の設置を継続して行います。
- 障がい児から親なき後の支援まで、ライフステージに応じた相談ができるよう窓口の充実に取り組みます。
- 医療、介護等複合的な課題を抱える方の支援に対応するため、関係機関との連携の充実を図ります。
- 自らの意思を決定したり、表明することが困難な障がい者の意思を尊重するため、意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。
- 障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の充実に努めます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
相談支援事業	市内 4 ヶ所の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」において、身近な相談窓口として、障がいに関わる事柄を総合的に対応できるよう相談や支援を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センター等支援事業	精神障がいに関する相談支援や社会参加の場の提供を行います。	障がい福祉課
こどもの発達相談支援システム	早期療育により健全な発育・発達を促すため相談・指導・訓練を行います。	すくすく子育て課
精神保健相談支援	精神保健に精通した保健師が相談に応じ、必要な支援を行います。	障がい福祉課
障害者自立支援センター運営事業	生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行います。運営は指定管理者が行います。	障がい福祉課
こころの健康相談専用電話	自殺予防のための相談専用電話の設置により、問題解決のための支援を行います。	障がい福祉課
就学相談	保護者からの相談を受け、その子どもにとって最も必要かつ適切な教育のありかたについて相談を行います。	指導室
ピアカウンセリング事業	障がいのある方が、障がいのある方の相談に応じるピアカウンセリングを、「大和市心身障害児者福祉団体連合会」に協力いただき、提供します。(対象：身体及び知的)	障がい福祉課

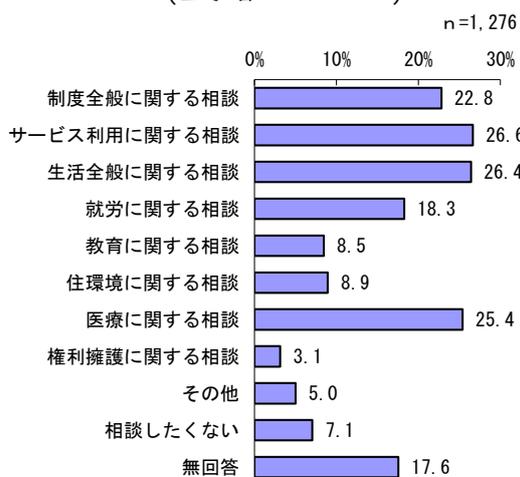
気軽に相談するために必要なこと

(当事者アンケート)



相談をした・相談したい内容

(当事者アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・親が支援できなくなる前に自立できていれば、子どもも安定し、親も心配のストレスがなくなる。親だけで抱えず、相談ができるようにすればよい。〈当事者関係〉
- ・障がいのある人たちは圧倒的に経験や体験が不足しており、選択肢がないと決めることができない。そのための事業所などをいかに増やせるか。〈当事者関係〉
- ・市の中で相談支援をどうとらえるか。お金を増やし、人を増やしても、受けられる範囲が広がるだけで、質が良くなるとは限らない。全体に均等に事業所を支えていけるような体制を考えるべきでは。〈事業者等〉
- ・相談を紐解いていくと、ニーズや課題が複合しているのので、皆で考えていかなければならない。〈事業者等〉
- ・相談に繋がっても、その先に繋ぐ場所がない場合がある。社会資源を考えた時に、まだ全体的な連携は十分にできていない。〈事業者等〉

施策 3 - 2 地域生活支援サービスの充実

現状と課題

- 親等の支えによって生活している障がい者が、支援者の高齢化等により支援が受けられなくなった後の生活をどうするか、いわゆる「親なき後」問題については、長年の課題となっています。
- 一方で、親等がいる間から生活支援を充実させる必要性もあります。
- 障がいのある人の自立した生活を支援するために、障がいの特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられるよう、福祉サービスの充実が求められています。
- また、障がい者の重度化や高齢化に伴い、求められるサービスに変化が生じてきています。介護保険サービスとの共生型施設の整備等、障がいや生活の状況に応じた適切なサービスの提供体制の整備が求められています。

これまでの取り組み

- 「障害者総合支援法」「児童福祉法」に規定されている福祉サービスや「地域生活支援事業」等のサービス提供体制の充実に努めています。
- 緊急通報システムや紙おむつの支給などの市単独事業を実施し、地域生活に関わる支援の充実に努めています。
- 緊急に短期入所を利用する必要性が生じた場合のために、事業所と提携して緊急枠を確保する等、地域生活を送るための支援となるような体制を整えています。

これからの方向

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスや、地域生活支援事業、もしくは市単独事業など、障がい者が地域生活を送るために必要とするサービスを選択し、利用できるような体制の整備を図ります。
- 緊急時に利用できる事業所や体験として利用できる事業所など、ニーズに応じて利用できる事業所の整備を図ります。
- 地域生活支援拠点機能の充実に努め、地域生活を支える体制整備を推進します。

【主な取り組み例】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
ホームヘルプ事業	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護等、必要な支援を行います。	障がい福祉課
在宅重度障害者サポート事業	重度障がい児者の生活の利便性を図るため、紙おむつの支給、訪問入浴サービスの提供、重度障害者緊急通報システムの設置、住宅設備改良費の助成、自動車改造費の助成、自動車運転訓練費の助成等を行います。	障がい福祉課
施設通所事業	通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前訓練の実施により、障がい者の自立を支援します。	障がい福祉課
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練など個別の療育プログラム等を支援計画に基づき提供します。	すくすく子育て課
短期入所事業	障がい児者とその家族が地域で安心した生活が送れるよう、家族の疾病や冠婚葬祭等の緊急の場合、または家族や介護者の休養のため、宿泊を含めた短期の介護等の提供を行います。	障がい福祉課
日中一時支援事業	主に障がい児や発達に不安のある児童に対し、施設等で宿泊を伴わない預かりや日常的な訓練、社会適應訓練等を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センター等支援事業（再掲）	精神障がいに関する相談支援や社会参加の場の提供を行います。	障がい福祉課
施設入所事業	介護を必要とする障がい者に、施設に入所して適切な介護・指導・訓練などのサービスを行います。	障がい福祉課
補装具支給事業	身体障がい者の就労、就学、その他日常生活の向上・利便性を図るため、補装具購入費の一部補助を行います。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業（再掲）	重度障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、用具の給付を行います。	障がい福祉課

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・親の考えから変えていかなければならないところもあるが、親頼みで障がい児者の生活が成り立っているため、そうなる親に何かあったらどうするのか。地域で一生懸命生きてきても、お互いの高齢化問題はある。サービスの質は向上しているが、一人一人が自立して暮らせるようにしていくべきだ。＜当事者関係＞
- ・高齢者向けのグループホームには24時間看護師等が在中しているのに、障がい者施設にはいない。＜当事者関係＞
- ・親なき後の生活支援は前々から言われていることで、地域生活への移行をどうしていくのかが明確にならないと、親は安心してられない。＜事業者等＞
- ・市内の事業所で、利用者の高齢化や区分が上がったことにより、ニーズと実際のサービス提供が一致していないのではないかと思うことがある。＜事業者等＞

施策 3 - 3

障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育
・教育・福祉体制の充実

現状と課題

- 乳幼児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとっても大切なものです。障がいの可能性や発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに適切な方法による支援を受けることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の充実が望まれます。
- 一方で、子どもの障がいの受容や、相談に行くための心理的な整理に時間がかかる保護者も多く、そういった家族への支援も求められています。
- 地域や学校等の違いにより受けられるサービスに差が出ないように、行政、児童向けサービス提供事業所、幼稚園・保育園・学校等の関係機関の連携により、子どもに対する支援体制の充実が課題となっています。

これまでの取り組み

- 乳幼児健診等の実施や発達に不安がある子の相談窓口の充実に取り組んでいます。
- インクルーシブ教育や特別支援教育等により、障がいのあるなしにかかわらず、共に理解し学び合う教育を推進しています。
- 特別支援教育センター「アンダンテ」を開設し、特別支援教育の充実に取り組んでいます。

これからの方向

- 障がい児や発達に不安がある子どもの早期発見・早期療育のために、乳幼児健診等の母子保健事業、保育所等との一体的な支援、児童発達支援などのサービス、児童発達支援センターを中心とした地域支援等、総合的な支援体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進します。また、特別支援教育センター（アンダンテ）を中心として、特別支援教育の充実に図ります。
- 一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、各部門や関係機関との連携を強化します。

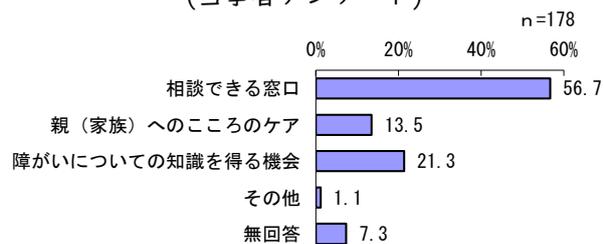
【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
乳幼児健康診査	各時期の発育、発達の確認や育児支援の4か月、8か月、1歳6か月、3歳6か月の各種乳幼児健診を実施し、病気や障がい等の早期発見、早期支援を行います。	すくすく子育て課
乳幼児健診後のフォロー教室	主に1歳6か月児健診後の発達面の経過観察の場とし、対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、育児支援を行います。また、保護者同士の情報交換の場とします。	すくすく子育て課
こどもの発達相談支援システム（再掲）	早期療育により、健全な発育・発達を促すため、専門スタッフが個別・グループ指導または来所・訪問等により、専門的見地から訓練・支援等を行います。	すくすく子育て課
松風園運営事業	障がい者、障がい児の自立と社会参加を目指し、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養うなど、必要な訓練や支援を行います。運営は指定管理者が行います。	障がい福祉課
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の教育プログラム等を個別支援計画に基づき提供します。	すくすく子育て課
乳幼児期からの交流（再掲）	保育園等において、障がいのある子どもの成長を促すとともに、障がいのある子どももいない子どもも、地域で共に生きる意識の醸成を図るため、統合保育を行います。	ほいく課
交流教育の推進	小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を行います。	指導室
私立幼稚園等特別支援教育支援事業	統合教育を行う私立幼稚園等設置者に補助金を交付することにより、心身に障がいのある幼児との統合教育を行います。	ほいく課
障害者処遇委員会運営事業	障がい児や配慮が必要な児童の進路について、医師や福祉関係者、教員等の関係者により検討を行い、進路の参考にします。	障がい福祉課
就学相談（再掲）	障がいのある児童・生徒の自立に向けた適正な就学を行うため、就学相談を行います。適切な就学・教育のための相談業務の充実を図ります。	指導室
ことばの教室運営事業	ことばと聞こえの障がいを改善するため、児童の症状に合わせた指導を行い、コミュニケーション能力の向上を図ります。	指導室

主な取り組み	取り組みの内容	所管
アンダングの取組 (仮)	(調整中)	指導室

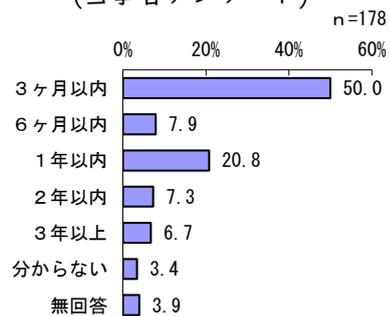
受診・相談するまでに欲しい支援

(当事者アンケート)



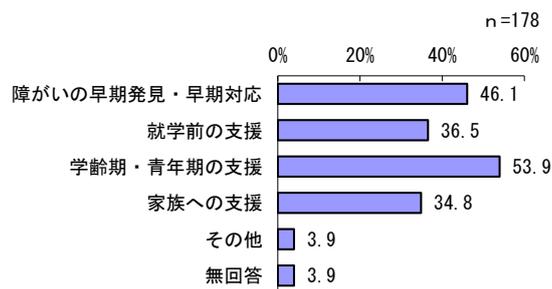
受診・相談するまでにかかった期間

(当事者アンケート)



充実してほしい子どもの支援

(当事者アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・放課後デイサービスに馴染まない要求・要望がある時に日中一時支援があると上手くカバーできるのではないかと。保護者が制度の趣旨を理解しておらず、療育目的ではないのに放課後等デイサービスに通わせているケースもある。障がいのある子どもを持った親の就労支援としても意味があるし、療育施設でない居場所としても意味があるので、日中一時支援が充実して提供できるようになると、子どもと親にとって良い生活ができると思う。＜事業者等＞
- ・中間的（グレーゾーン）な人をどのように療育していくか。いきなり療育に相談となると敷居が高いので、誰でも行けるように間口を一つにして、全ての方が同じところを通るイメージになると良いと思う。＜事業者等＞
- ・事業所と特別支援学校との情報共有の場がとても有意義だったので、ぜひ続けていただきたい。＜事業者等＞
- ・就労支援事業所等と連携したい。18歳で卒業した子が去年いたが、どの事業所がおすすすめか、と聞かれて答えにくかった。また、短期入所先の方が連絡をくださることもあるが、どの方もお会いしたことがないので、何か繋がりを持っていると良い。連携がもう少しスムーズにいくと、お互いに困らない。＜事業者等＞
- ・障がい児についての研修を受け、その研修内容を職員間で共有し、保育で実践することが一番難しいところだ。核となる方がいたり、広められる力があるといい。民間の施設は資金の余裕がなければ研修を受けることもできないと思う。＜保育・学校＞
- ・学校間の格差が大きい。先生の技量に任されているが、障がい者の対応は研修を聞いたから、今日何かができるというものでもない。子どもの時の対応が、先の長い生活に繋がってくるので、長い目で見て学校の底上げを期待する。＜当事者関係＞
- ・市内の小中学校の教員の支援教育に対する理解がバラバラなので、どこまできちんとした特別支援教育ができていのだろうかという疑問に思う。支援が必要だから支援級に入っているのに、放っておかれることも多い。無理をしてでも障がいのない子どもたちの活動に合わせられるのが理想になっている。子どもそれぞれに合った支援をやってくれる先生もいるが、多くはないので、先生方の底上げが必要ではないか。＜事業者等＞
- ・大人と違い、児童については関連する専門職がたくさんいて、専門機関もたくさんあるので、それぞれが連携していかなければならない。しかし、連携するには時間がかかるし、民間だけでできることには限界がある。連携の仕組みや枠をつくるのは市町村であってほしい。＜事業者等＞

施策 3 - 4 就労の支援

現状と課題

- 地域で自立した生活を送るための重要な要素である就労について相談したいという要望が多くなっています。また、就労に向けての内容だけでなく、就労後のジョブコーチや職場への定着支援の充実が求められています。
- 就労支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な通所や工賃の底上げが課題となっています。
- 適切な就労先を見つけることができるよう、サービス提供事業所、企業、公共職業安定所、商工会議所、学校等の関係機関の連携を強化が求められています。

これまでの取り組み

- 「障害者自立支援センター」にて、障がいのある人の就労支援の充実に取り組んでいます。
- 障がい者就労施設に対する優先調達による発注を推進することで、障がい者就労施設の受注を確保し、工賃の向上に取り組んでいます。
- 近隣の特別支援学校と市内事業所との連絡会を開催し、関係強化に取り組んでいます。

これからの方向

- 障害者自立支援センターを中心に就労関係事業所や特別支援学校等と連携し、障がい者一人ひとりの状況にあった就労サービスが受けられるよう取り組みます。
- 企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関との連携を深め、雇用の促進を図ります。
- 障がい者就労施設等からの優先調達を推進し、発注量の増加に取り組みます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
市障害者自立支援センター運営事業（再掲）	生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行います。運営は指定管理者が行います。	障がい福祉課
施設通所事業（再掲）	通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前訓練等の実施により、障がい者の自立を支援します。	障がい福祉課
障がい者雇用促進支援事業	障がい者の雇用の促進と安定のため、障がい者を雇用している市内事業所に補助金を交付します。	産業活性課
障害者の雇用促進	関係機関と連携して企業に対する啓発活動及び雇用相談を行います。	障がい福祉課
障がい者地域作業指導事業	企業等に就労することが困難な在宅の障がい者に作業の場を確保し、訓練を通じて就労意欲の向上と社会生活への適応の指導等を行う市内の事業所に補助金を交付します。	障がい福祉課

地域生活の実現・継続に向けて必要なこと【障がい種別】（当事者アンケート）

	合計	ホームヘルプなどの必要な在宅サービスが適切に利用できること	通所活動の充実	生活活動訓練の充実	屋間に利用できる作業所や通所施設など生活訓練の充実	利用しやすい医療機関	障がい者に適した住居の確保	就労のための支援	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	家族への支援	宿泊等による地域生活体験など地域での生活を送るための訓練	緊急時等のサポートの充実	地域での障がいや病気の理解やボランティア活動の推進	その他	無回答
全体	1276	20.3	13.5	9.3	18.6	13.0	20.5	38.6	13.9	13.5	3.3	18.6	11.7	3.1	18.0	
身体障がい	702	26.8	10.7	4.7	23.4	15.5	9.0	32.6	8.5	10.8	1.7	20.5	7.0	2.4	25.4	
知的障がい	205	13.7	28.3	20.5	9.8	12.7	29.8	31.7	12.2	19.0	11.2	23.4	15.1	4.4	8.8	
精神障がい	303	13.9	11.2	11.2	13.5	12.5	32.0	56.1	23.8	15.5	1.7	14.5	16.8	3.0	8.9	

相談したことがある・相談したい内容【障がい種別】（当事者アンケート）

	合計	制度全般に関する相談	サービス利用に関する相談	生活全般に関する相談	就労に関する相談	教育に関する相談	住環境に関する相談	医療に関する相談	権利擁護に関する相談	その他	相談したくない	無回答
全体	1276	22.8	26.6	26.4	18.3	8.5	8.9	25.4	3.1	5.0	7.1	17.6
身体障がい	702	22.6	27.4	22.1	7.3	0.9	8.5	29.3	2.6	4.6	7.3	23.1
知的障がい	205	22.4	34.1	32.2	32.7	20.5	5.9	12.2	2.4	2.9	6.3	15.1
精神障がい	303	28.7	23.4	34.7	30.7	1.7	12.9	31.4	5.6	4.3	8.3	8.9

今後希望する働き方【障がい種別】(当事者アンケート)

	合計	正社員・ 正職員と して働か たい	臨時・ パート・ アルバイト で自分 で働か たい	自宅で仕 事がした い(自営 業・内 勤)	就労訓練 を目的と した施設 (障がい)	現在の仕 事を続け たい	その他	特にな い	わから ない	無回答
全体	1276	12.9	15.2	8.0	8.1	13.3	3.3	17.2	8.5	33.2
身体障がい	702	5.8	11.4	7.3	3.7	10.4	3.1	26.5	5.0	38.3
知的障がい	205	11.7	10.2	2.4	23.4	21.0	2.4	3.9	12.2	31.2
精神障がい	303	25.7	28.7	15.2	13.2	17.2	5.3	7.6	12.2	16.8

就労するために必要だと思われるもの【障がい種別】(当事者アンケート)

	合計	障がいや 病気の特 性にあっ た多様な 仕事や就 労形態	就労にむ すびつく 技術や知 識の習得	職場の上 司や同僚 の理解と 協力	就労先で のジョブ コーチ等 の支援	心身の健 康の維 持・向上	通勤手段 の確保	受け入れ 先の施設 面での整 備	就職活動 に必要な 情報の提 供	その他	わから ない	無回答
全体	1276	25.5	12.2	23.3	4.8	20.0	6.0	3.9	6.1	2.8	13.6	40.1
身体障がい	702	16.4	7.8	13.0	1.6	14.7	6.1	3.3	5.3	4.1	15.8	48.4
知的障がい	205	30.2	18.0	32.2	12.7	10.2	6.8	8.8	7.3	0.5	12.7	36.6
精神障がい	303	45.2	17.8	40.9	6.9	37.0	6.9	4.0	7.9	2.0	12.5	18.2

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・障がい者雇用についての相談窓口を開設し、紹介業務も行ってもらいたい。雇用をしたいが該当者がいない等のアンマッチがあるので。また、ハローワークでは上手くマッチングできないと聞いたこともある。<当事者関係>
- ・各事業所と企業や商工会議所等、個別での繋がり活発だと思いが、もう少し全体のネットワークとしてまとめられるといい。<事業者等>
- ・これから高等部を卒業する方が就労できるように、就労先が分かるマップのようなものがあればいい。養護学校の先生や、事業者だけでは情報が十分に拾いきれない。<事業者等>
- ・職場での差別解消法や合理的配慮を含め、もっと丁寧な定着支援が必要だ。支援する方も差別解消法や合理的配慮を意識した上で、職場の定着支援に入ってもらいたい。<事業者等>

施策 3 - 5 外出の支援**現状と課題**

- 移動に制約のある障がい者が地域で自立した生活を営み、社会活動等に参加するためには、外出の支援が必要です。
- 支援者である家族の高齢化により、外出時の付き添いや送迎が難しくなるという意見が多く、移動支援事業等の外出支援の充実が求められています。
- 通園・通学や事業所への通所等、特定の用途への移動支援も求められています。

これまでの取り組み

- 移動支援事業といった地域生活支援事業から、移動制約者の送迎を行うNPO法人との協働事業、福祉タクシー券や自動車燃料費助成等の市単独事業を通して支援に取り組んでいます。
- 民間企業の鉄道、バス等に加え、市のコミュニティバスを運行することで、移動手段の充実に取り組んでいます。

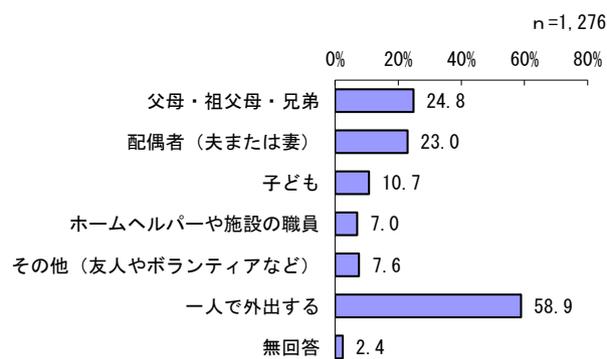
これからの方向

- 福祉タクシー券の交付や自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付等の支援を、市単独事業として継続して実施していきます。
- 協働事業として実施している移動制約者移送サービス事業について、今後も支援を継続し、移動制約者の外出支援に努めます。
- 移動支援事業として実施すべき事項と、他の送迎サービスにおいて行うべき事項などとの関係を整理し、よりサービスを利用しやすくするための検討を行います。

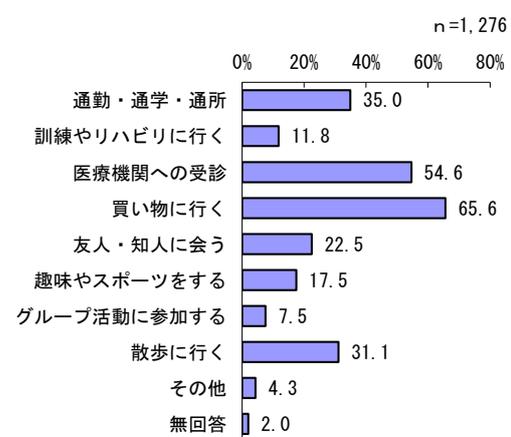
【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
移動制約者移送サービス事業（協働事業）	移動に制約のある高齢者や障がい者の外出を支援するために、送迎事業を行う NPO 法人と市の協働事業を実施し、移動手段の確保を図ります。	障がい福祉課
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者の外出をガイドヘルパーが支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
在宅重度障害者サポート事業	重度の障がい児者への支援として、移動手段等への支援を行います。福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付を行います。	障がい福祉課
コミュニティバス運行事業	市民の日常生活における外出支援として、誰もが使いやすい移動手段を確保するため、他の公共交通機関と連携しながら、コミュニティバスを運行します。	街づくり総務課

外出する際の主な同伴者(当事者アンケート)



外出の目的(当事者アンケート)



外出における困りごと【障がい種別】(当事者アンケート)

	合計	公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えがわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(トイレなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのかが心配	その他	特に困ることはない	無回答
全体	1276	6.3	13.2	14.8	7.4	8.0	3.3	20.7	11.4	15.6	19.4	7.0	32.5	4.2
身体障がい	702	8.3	18.5	22.8	5.0	11.4	3.3	16.2	4.4	14.7	12.3	7.7	32.6	4.6
知的障がい	205	2.4	9.3	5.9	20.0	7.8	6.8	10.2	13.2	13.2	39.0	7.3	27.3	4.9
精神障がい	303	7.6	9.6	9.6	7.6	6.9	3.0	38.9	26.4	25.1	26.1	6.6	27.1	2.6

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・最近の作業所は送迎がないところが多く、作業所自体も人数が飽和状態なので入れないところも増えている。＜当事者関係＞
- ・移動支援事業は、小さくても事業所が増え、エリアを決めて親御さんが選べるくらいの数があるのが理想。送迎の加算も国はいつ外すか分からないので、コミュニティバスを多くする等した方がいい。＜事業者等＞
- ・障がいを持ったお子さんの登園や通学支援について、登校支援員のように、学校やPTA等でどうにかしたり、上手く連携がとれないものか。＜事業者等＞

施策 3 - 6 経済的自立の支援**現状と課題**

- 生活における困りごととして「経済的なこと」、地域生活の実現・継続に向けて必要なこととして「経済的な負担の軽減」を挙げる人が多くなっています。
- 経済的自立を促進するために、障がい特性や障がい当事者本人の意向に合わせた就労支援や、手当、減免制度等の適切な周知が必要です。

これまでの取り組み

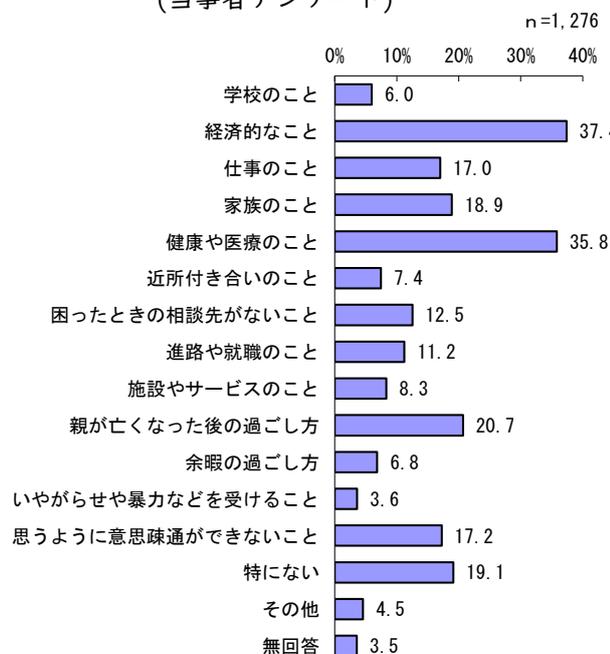
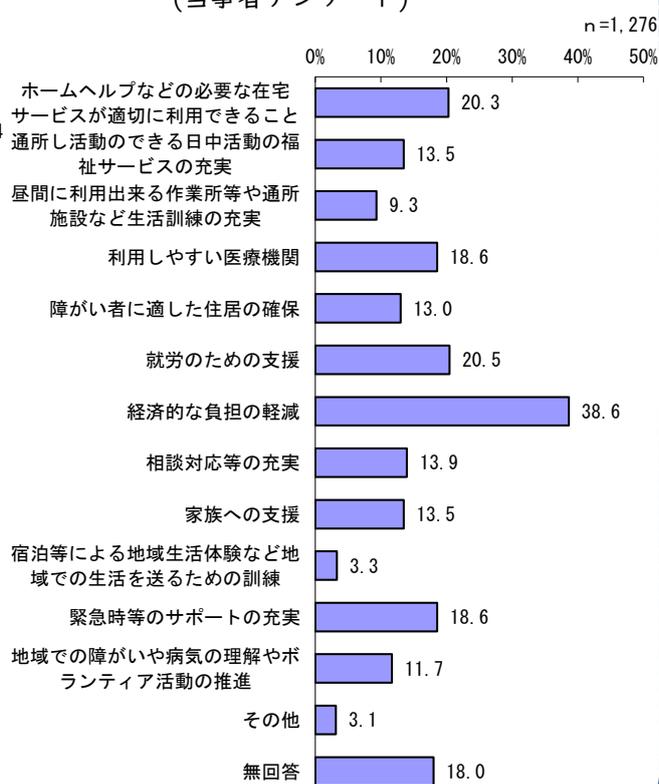
- 各種手当制度や税金の控除・減免等、経済的な負担を軽減する制度について、手帳交付時に冊子を配布する等により周知に取り組んでいます。

これからの方向

- 制度案内の冊子を配布し、税金の控除・減免等、経済的な負担を軽減する制度についての周知に継続して取り組みます。
- 特別障害者手当等の国の手当や大和市障害者福祉手当を、対象となる方に適切に案内し、支給を行います。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
市障害者福祉手当 支給事務	障がい者の福祉を増進するため、重度・中度の障がい者に対して年2回の手当てを支給します。	障がい福祉課
特別障害者手当等 の支給	在宅障がい者の生活を支援するため、特別障害者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当を支給します。	障がい福祉課
各種減免制度の周知	障がい者が利用できる、税金や高料金等の減免制度等を、制度案内やホームページ等により周知します。	障がい福祉課
通所訓練費支給事業	障がい者が通所施設等を利用する際に、就労訓練・通所の支援として交通費相当額を支給します。	障がい福祉課
地域生活支援事業 負担軽減	地域生活支援事業の福祉サービス利用負担について、低所得者等に配慮した負担の軽減を行います。	障がい福祉課
グループホーム等 家賃助成（再掲）	グループホームの入居者に対し、家賃助成を行います。	障がい福祉課
心身障害者医療費 助成事業	重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減を図ります。	障がい福祉課

生活における困りごと
(当事者アンケート)地域生活の実現・継続に向けて必要なこと
(当事者アンケート)

○ヒアリング調査における主な意見○

- ・薬を長期服用しているが、親なき後もずっと維持して飲めるだけの生活費があるのかという不安がある。＜当事者関係＞
- ・年に2回家族懇談会を開催して話を聞くと、親がいなくなった後暮らしていけるのかを心配している。＜事業者等＞

施策 3 - 7 保健・医療の充実**現状と課題**

- 障がいのある人で障がいの重度化や病気の悪化に悩む方は多く、それに伴う「医療費負担」や「相談先」に困っているという方が多くなっています。
- 障がいのある人の高齢化・重度化への対応や、相談体制の充実のために、保健、医療、福祉など、専門分野を越えた連携強化が求められています。

これまでの取り組み

- 各種健診による健康管理への支援や相談窓口の設置により、疾病の予防支援に取り組んでいます。

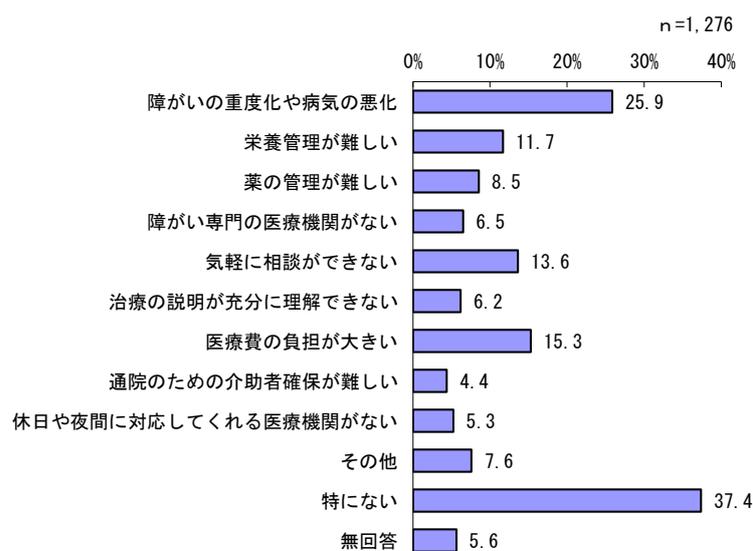
これからの方向

- 障がいの原因となる生活習慣病等の予防や、早期発見のための各種健（検）診事業の実施、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康講座や相談事業の充実に努めます。
- 障がいのある人の身体機能の維持・向上等を図るための保健・医療・福祉の連携に努めます。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
乳幼児健康診査 (再掲)	各時期の発育、発達の確認や育児支援の4か月、8か月、1歳6か月、3歳6か月の各種乳幼児健診を実施し、病気や障がいの早期発見、早期支援を行います。	すくすく子育て課
乳幼児健診後の フォロー教室(再掲)	主に1歳6か月健診後の発達面の経過観察の場とし、対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、育児支援を行います。	すくすく子育て課
障害者(児) 歯科健診事業	歯科健康診査を行うことにより、虫歯等の口腔疾患を予防します。	障がい福祉課
健康診査事業	健康診査や各種がん検診への補助を行い、市民の生活習慣病等の早期発見、早期治療に努めます。	健康づくり推進課
健康相談・教育事業	健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し、保健師・栄養士等による、生活習慣病予防の相談・教育・訪問指導を実施します。	健康づくり推進課
自立支援医療等 給付事業	障がいの軽減を図るために行う医療(身体障がい者の障がいを軽減し機能回復を目的とした手術等、精神障がい者の通院医療費の一部)に係る費用負担の支援を行います。	障がい福祉課

健康や医療における困りごと(当事者アンケート)



○ヒアリング調査における主な意見○

- ・子どもが成長し、小児科から内科にかかることになり、自ら地域の医師を探したため、よい先生にあたり、発作時も先生がいたら対応してもらえることになったが、障がいがある人の中にはすんなり内科へと移行できない場合もある。＜当事者関係＞
- ・医療分野とは連携できる余地があると思う。医療の方に福祉サービスや福祉の制度をもっと知っていただけると、医療から福祉の移行がもう少しスムーズになるのではないかと。＜事業者等＞

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

障がい者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。また、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「大和市障害者自立支援協議会」や当事者団体等との連携をさらに強化するとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・進行管理に努めます。

2. 計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、本計画の施策やサービスの実効性を高めるため「大和市障害者自立支援協議会」にてPDCAサイクルに基づいた検討を行い、その意見を踏まえ計画の全体的な調整は「大和市障がい者福祉計画審議会」で行います。また、庁内において施策の進捗等の評価を行います。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

3. 障害保健福祉圏域等近隣市との連携

必要な障がい福祉サービスの確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り、県が示す障害保健福祉圏域（県央圏域：厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）等の近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。